

2019年 4 月号

No. 452

自治おきなわ



◆ リレーエッセイ	
— チャクシ (嫡子) のつとめ —	
座間味村長 宮里 哲	1
◆ 沖縄气象台だより	
～ 沖縄气象台、今昔 ～	
沖縄气象台長 矢野 敏彦	2
◆ 第 187 回沖縄県町村会定期総会開く	5
◆ 平成 30 年度「地域医療従事者」・「地域おこし 功労」表彰式	7
◆ 沖縄振興会議・沖縄振興市町村協議会	11
◆ 沖縄県町村会創立 70 周年記念式典・祝賀会	15
◆ 平成 29 年度市町村決算の概要	21
◆ 平成 31 年度研修計画	34
◆ 要請	59
◆ 会務の動き	61
◆ 町村長選挙の結果	63
◆ 市町村一覧	64

慶良間の内海

昭和 63 年公開の映画「マリリンに逢いたい」は、阿嘉島で飼われていた雄犬シロが座間味島の雌犬マリリンに逢うため内海を渡った実話をもとに作られた映画です。

今年、若手クリエイターによるアニメ版製作が企画されています。

写真(左)は座間味ヨットレースの様です。宜野湾マリーナをスタートした外洋クルーザーが、かつてシロが泳いだ美しい内海を走る光景は慶良間の夏の風物詩になっています。

今年は、6月22日(土)に第42回大会を開催予定です。

よろしくお願いたします。

マリリンの像は、今も座間味島の岬でシロが泳いで来た内海をみつめています。



表紙写真・文 < 座間味村役場 総務・福祉課 >



ー チャクシ（嫡子）のつとめ ー

座間味村長
みやざと
宮 里

さとる
哲

昭和 61 年 4 月のことです。福岡の大学で入学式を終え、座間味からついてきた母が明日は沖縄に帰ろうという夜、学生寮の一室で母は私を正座させ、これだけは約束するようと言いました。

一つは、お前は長男なのだから大学生活を終えたら沖縄に戻り、なるべくすみやかに島に帰ること。もう一つは、内地から嫁を連れ帰ることはないように。

子どもの頃から長男の心得を説かれてはいましたが、離島育ちの私が夢見ていたのは、内地の大学を出て大都市の企業でかっこいいサラリーマンになったスーツ姿の自分。島には定年後に戻ればいいではないか、と拡大解釈していました。

しかし、県外の大学に進学させてくれ、生活費も送ってくれようという母を前に、事を荒立てる愚はおかせません。その場は、神妙にうなずき母を帰しました。

さて、楽しい大学生活が始まりあつという間に季節は夏に。本土の夏を謳歌したいところですが、休みになると学生寮では食事が出ません。寮には調理場もなく、実家に帰省するしかない私は、観光地として賑わいだしたふるさと座間味島で、誘われるままにアルバイトを始めました。ダイビングの手伝いやビーチでの世話を私が地元の子とわかると、お客様は口をそろえて

こう言います。

「君のふるさは、すばらしいところだね！」

愛想よく礼を返しなが、内心「沖縄本島からも離れた、こんな田舎のどこが良かろうか」と若い私は思っていました。しかし、毎日言われ続けるうちに「ハイ、海の美しさは世界屈指です」などと調子よく答えている自分がありました。在学中には、安田成美さん主演の映画「マリリンに逢いたい」が公開され、座間味島のマリリンに会うために阿嘉島の雄犬シロが海を渡る物語は評判を呼びます。ロケ地がふるさとである私は、女子学生に「えー、座間味なの!？」と言われ、まんざらでもありません。

卒業後、私は沖縄本島のリゾートホテルに就職しますが、観光地として発展途上にあるふるさとのため、自分に何かできないだろうかと漠然と考えるようになります。家業があるわけではないので、就職先は村役場です。お袋の願いの一つ「すみやかなる U ターン」には応えることができました。

さて、もう一つの約束ですが、これはいささか旧弊な考えというものであり、観光で訪れた女性が U ターン青年のもとに嫁いでこそ、離島村の発展もあるというものだ…

(了)

～ 沖縄気象台、今昔 ～



沖縄気象台長

矢野敏彦

本コーナーの初回(2018年7月号)では、沖縄気象台の全般的な仕事や小職の経歴について述べました。ちょっと後先になった感はあるものの、今回は沖縄気象台がたどった歴史や、沖縄管内全体で気象業務を進める体制について少し書いてみたいと思います。

沖縄気象台、苦難の道のり

沖縄における近代的な気象事業は、沖縄気象台の前身である沖縄県立那覇二等測候所が、明治23(1890)年7月1日に、現在的那覇市松山に設立された時から始まります。大正13(1924)年には、火災による測候所焼失を契機に国営に移管され、中央気象台附属沖縄測候所として、現在的那覇市鏡水に再建されました。沖縄測候所は、その地理的な位置から、台風に関する情報の船舶への通報などに大きな役割を果たしてきました。その後、昭和14(1939)年には沖縄地方気象台に昇格し、ますますの発展が期待されましたが、昭和20(1945)年の沖縄戦によって施設に大きな被害を受け、また、多くの職員が殉職し、気象台の

機能は完全に失われました。

沖縄戦における気象台職員の動向には不明な点が多く残されているのですが、沖縄に関する著作を多く発表されている田村洋三氏(元読売新聞社記者)が、数少ない生存者からの聞き取りなどをもとに、「特攻に殉ず 地方気象台の沖縄戦」という書を著しておられます。小職自身も沖縄に赴任する前に急いで手に取ったものです。現在、中公文庫(中央公論新社)に収められており、手に入りやすくなっていますので、ぜひご一読ください。

敗戦から5年間の空白の後、米軍統治下で琉球気象局として再出発しましたが、このような長期にわたる業務の欠落は、我が国気象庁の歴史の中では、ほかに例がありません。また、様々な物資の欠乏など、戦後の困難の中、当時の先輩方は気象業務の再建に努めてきました。そして、昭和47(1972)年5月15日、沖縄の本土復帰を機に、現在に続く沖縄気象台が誕生したのです。

沖縄管内で手を組んで・・・

以前に述べましたとおり、現在、沖縄県内には、沖縄気象台、宮古島地方気象台、石垣島地方気象台、南大東島地方気象台、那覇航空測候所の5つの気象官署があります。かつては、名護、久米島、西表島、与那国島にも測候所が存在しましたが、今は全て無人の「特別地域気象観測所」となっています。

読者の皆様にあらためて説明する必要もないことですが、大部分は海洋上とはいえ、沖縄県は東西約1,000km、南北には約400kmもの広大な範囲に及んでいます。県を構成する島々は、それぞれ距離が離れていることから、例えば沖縄本島のみを対象としたような、一様な天気予報や気象情報では役に立たないことは明らかです。このため、早くも明治29(1896)年には、石垣島測候所(現・石垣島地方気象台)が設立され、昭和14(1939)年には宮古島測候所(現・宮古島地方気象台)、昭和17(1942)年には南大東島観測所(現・南大東島地方気象台)が相次いで設立されています。また、那覇航空測候所は、現在の沖縄気象台と同様に、本土復帰と同時に設立されています。

気象庁のいわゆるブロック機関として、札幌、仙台、東京、大阪、福岡の5つの管区気象台が置かれていますが、沖縄気象台もそれに準じる組織として、沖縄県域全体に目配りする「地方予報中枢」として、各地方気象台に対して、気象予報の大まかな

原案を示して、それぞれの地方気象台による予報作業を支援するという役目も果たしています。その上で、自らもいわば「那覇地方気象台」として、地域区分でいえば「沖縄本島地方」を受け持ち、那覇市をはじめ本島内及び周辺離島の34市町村を対象として、予報や各種情報の発表を行っています。

さらに、各地方気象台は、それぞれ「宮古島地方」、「八重山地方」、「大東島地方」における気象観測や予報を行っています。また、那覇航空測候所は那覇空港内にあって、空港周辺の気象観測や予報を行っていることに加え、県内に数多く存在する離島空港の航空気象観測所(現在では、自治体や民間の方々に観測を委託しています)への指導なども行っています。

沖縄気象台では、今後も管内各官署で協力しつつ、沖縄県民の皆様や、観光などで沖縄を訪れる多くの方々の安全安心に向けて、適時・的確な気象情報の提供に努めていきたいと考えています。

さらば、うちなーの日々

大変ありがたいことに、今回も含め、これまで4回にわたって「自治おきなわ」誌に拙稿を掲載していただきました。実は、皆様が本稿をお読みになる頃には、既に小職は札幌管区気象台に勤務しております。さすがに気象庁は全国をカバーしているわけで、日本列島を縦断しての赴任となりました。

沖縄と同じく、北海道に住むのも勤める

のも初めての経験ですので、少々不安ではありますが、同じ気象台勤めということであり、地域における振る舞い方、仕事の進め方については、こちらで皆様から教えていただいたことが、今後きっと役に立つものと感じています。

短い間ではありましたが、仕事でも、また生活の上でも、皆様のおかげをもちまして、沖縄では本当に楽しい日々を過ごすことができました。この誌面をお借りして、御礼申し上げます。

次回以降のこのコーナーにつきましては、まず（後任の）沖縄気象台長からの投稿に始まり、先に紹介しました管内各官署の長による「リレーエッセイ」という形で継続していこうと考えております。どうか引き続き、このコーナー（に限りませんが・・・）にて、気象台に親しみを感じていただければ幸いです。

最後になりましたが、今後も沖縄管内に大きな気象災害や地震・津波による被害がもたらされないことを願いつつ、また、沖縄県内の各地方自治体様のますますのご発展を祈念しつつ、筆を擱きたいと思えます。



第 187 回 沖縄県町村会定期総会開く



沖縄県町村会の第 187 回定期総会が、去る 2 月 21 日（木）に県内の町村長が出席し、沖縄県市町村自治会館において開催されました。

総会は新垣会長のあいさつ後、議事に移り多くの議案等が審議されました。審議に付された議案等は次のとおりです。

- | | |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 沖縄県町村会規約の一部を変更する規約について |
| 議案第 2 号 | 平成 31 年度沖縄県町村会事業計画について |
| 議案第 3 号 | 平成 31 年度沖縄県町村会一般会計予算及び特別会計予算について |
| 報告第 1 号 | 平成 31 年度全国町村職員生活協同組合沖縄県支部事業計画及び歳入歳出予算について |
| 報告第 2 号 | 沖縄県町村会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程について |
| 報告第 3 号 | 沖縄県町村会職員の給与に関する規程の一部を改正する規程について |
| 報告第 4 号 | 「平成 31 年度沖縄振興予算概算要求額の満額確保に係る要請について」の専決処分について |
| 報告第 5 号 | 「沖縄県の国民健康保険事業に対する財政支援について」の専決処分について |
| 報告第 6 号 | 「沖縄県町村会職員の給与に関する規程の一部を改正する規程について」の専決処分について |
| 報告第 7 号 | 各種団体からの要望等について |
| | (1) 「2018 年度 医療・介護保険制度・地域公共交通の充実に係る要求」 |

なお、本会の役員及び委員は次のとおりです。

◇ 会長・副会長

	氏名	職名
会長	新垣 邦男	北中城村長
副会長	當 眞 淳	宜野座村長
	宮 里 哲	座間味村長
	外 間 守吉	与那国町長

◇ 監事（3人）

	氏名	職名
北部地区	宮 城 久和	国頭村長
中部地区	上 間 明	西原町長
南部地区	大 田 治雄	久米島町長

◇ 理事（6人）

	氏名	職名
北部地区	伊 集 盛久	東 村 長
	島 袋 秀幸	伊 江 村 長
中部地区	浜 田 京介	中 城 村 長
	野 国 昌春	北 谷 町 長
南部地区	宮 城 光正	北大東村長
	新 垣 安弘	八重瀬町長

◇ 負担金等審議委員（7人）

	氏名	職名
北部地区	宮 城 久和	国頭村長
	喜屋武 治樹	今帰仁村長
中部地区	石 嶺 傳實	読谷村長
	當 山 宏	嘉手納町長
南部地区	新 城 静喜	粟国村長
	仲 田 建匠	南大東村長
先島地区	伊良皆 光夫	多良間村長

また、全国町村会伝達表彰式も行いました。町村長の部（3期）で読谷村の石嶺傳實村長が表彰されました。石嶺村長には、沖縄県町村会会長（北中城村 新垣邦男村長）から表彰状と記念品が授与されました。



石嶺読谷村長（左）と新垣会長（右）

平成 30 年度「地域医療従事者」・「地域おこし功労」表彰式



後列左から、桃原渡名喜村長、宮里座間味村長（本会副会長）、當眞宜野座村長（本会副会長）
前列左から、渡名喜村役場桃原氏、公益社団法人地域医療振興協会福地氏、ニシバル歴史の会石垣氏、座間味島ファン感謝月間実行委員会宮平氏、日本最西端与那国島一周マラソン大会実行委員会外間与那国町長（本会副会長）

平成 30 年度「地域医療従事者」・「地域おこし功労」表彰式が去る 2 月 21 日（木）、沖縄県市町村自治会館において行われました。

「地域医療従事者」表彰式は、離島、過疎地域及び本島の地域医療機関等において常駐または派遣され、日夜地域住民の健康管理と急患に対し献身的に尽力された医師及び看護師等を表彰するものであります。

今年度は、1 名の方が表彰されました。受賞者及び功労内容は次のとおりです。受賞されました緒方哲郎氏につきましては、ご都合により欠席されたため代理として公益社団法人地域医療振興協会の福地氏にご出席いただきました。

「地域おこし功労」表彰式は、地域創生に向けた、地域おこしに顕著な功績のあった団体及び個人を表彰するものであります。

今年度は、4 団体の方々が表彰されました。受賞者及び功労内容は次のとおりです。受賞されました渡名喜村生活改善グループ代表の比嘉米子氏につきましては、ご都合により欠席されたため代理として渡名喜村役場の桃原氏にご出席いただきました。

～「地域医療従事者」受賞者～

① お緒方哲郎氏

職種 医師

所属 山王耳鼻咽喉科

【与那国町専門巡回医】

功績の活動年数 27年

推薦団体 与那国町役場

功労内容

- 東海大学医学部大学院医学研究科耳鼻咽喉科在籍中の平成4年1月から3月にかけて月一回の巡回診療を行い、同じく同大学耳鼻咽喉科在籍中に、沖縄県立八重山病院へ出向となり平成11年4月から平成12年3月にかけて月一回の

巡回診療及教育委員会の学校検診を行ってきた。また、平成14年以降も月一回の巡回診療及び教育委員会の学校検診を、今日まで27年間にわたり専門巡回医（耳鼻咽喉科医）として長年与那国町民の医療・保健に寄与した。

特に、与那国町においては、医師の確保が難しいなど、過疎地域の医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、東京都で開業しているにもかかわらず地域との関わり合いを大切にしながら、地域医療に献身的に尽力されてきたその功績は多大である。



「地域医療従事者」表彰：（受賞代理）公益社団法人地域医療振興協会福地氏（左）

「地域おこし功労」表彰：日本最西端与那国島一周マラソン大会実行委員会外間与那国町長（右）

～「地域おこし功勞」受賞者～

① ニシバル歴史の会

代表者名 会長 ^{いしがき}石垣 ^{もりやす}盛康
団体所在地 沖縄県中頭郡西原町字与那城 152-5
(西原町教育委員会文化課内)
功績の活動年数 8年
推薦団体 西原町役場

功勞内容

○ 「ニシバル歴史の会」は、西原町教育委員会が「文化のまち西原」を目指し、平成19年度から隔年で開催する「西原町文教のまちガイド養成講座」の修了生で構成され、平成22年度から活動を行っている。

町内の文化財や歴史・文化などを広く周知するため、小中学校での学習や各団体などの依頼に応じたガイド活動などを行っており、地域との関わり合いを大切にしながら、地域おこしに献身的に尽力されてきたその功績は多大である。



ニシバル歴史の会の皆さん

② 座間味島ファン感謝月間実行委員会

代表者名 ^{みやひら}宮平 ^{こうしん}幸進
団体所在地 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 94
功績の活動年数 13年
推薦団体 座間味村役場

功勞内容

○ 毎年11月1日から11月30日は、「座間味島ファン感謝月間」と題し、日頃より座間味島に来島して頂いている方々に感謝の気持ちでもてなす事と共に、11月の毎週土曜日の夕刻には島人による芸能ショーを開催し、イベントを通じて閑散期の誘客を図り、島内のサービス業者の結束を強め将来にわたる地域振興の活力に満ちた人材育成に貢献している。

地域との関わり合いを大切にしながら、地域おこしに献身的に尽力されてきたその功績は多大である。



座間味島ファン感謝月間実行委員会
宮平氏（左）と宮里座間味村長（右）

③ 渡名喜村生活改善グループ

代表者名 比嘉 米子

団体所在地 沖縄県島尻郡渡名喜村 1997 番地

功績の活動年数 40 年

推薦団体 渡名喜村役場

功労内容

○ 本村婦人会による農産物の共作や加工品製造、和裁などの生活の知恵を共有・改善する活動を行っている中で、婦人会メンバー数人が、製造・販売を主に行う団体として「生活改善グループ」が発足された。

本村農作物の加工・製造（クッキー・ゼリー・きびだんご・漬物等）を行い、フェリーターミナルや離島フェアで販売し、更には今年開催された「第100回水上運動会」では、本村の特産品である「もちきび」を使用した「きびだんご」を参加者へ提供する等、その活動は本村の観光産業に寄与している。

また、村主催の敬老会や成人式の余興等、地域行事にも積極的に関わるなど、村の活性化に献身的に尽力されてきたその功績は多大である。

④ 日本最西端与那国島一周マラソン大会実行委員会

代表者名 与那国町長 外間 守吉

団体所在地 沖縄県八重山郡与那国町字与那国 129 番地

功績の活動年数 24 年

推薦団体 与那国町役場

功労内容

○ 日本最西端与那国島一周マラソン大会は、地域の活性化を図る目的で温暖な気候と美しい自然景観を生かし「日本最西端国境の町を走ろう」をキャッチフレーズに、平成5年に民間の与那国島走ろう会が立ち上げ、第3回から官民合同で実行委員会が行っている。

実行委員会の活動は、回を重ねる毎に参加者が増え、地域住民の生涯スポーツに対する意識の高揚や健康増進を図るとともに、町の活性化に献身的に尽力されており、その功績は多大である。



(受賞代理) 渡名喜村役場桃原氏 (左) と桃原渡名喜村長 (右)

沖縄振興会議・沖縄振興市町村協議会

平成 31 年 1 月 29 日（火）、市町村自治会館において、沖縄県と市町村長が出席し、沖縄振興会議及び沖縄振興市町村協議会が開かれました。

沖縄振興審議会

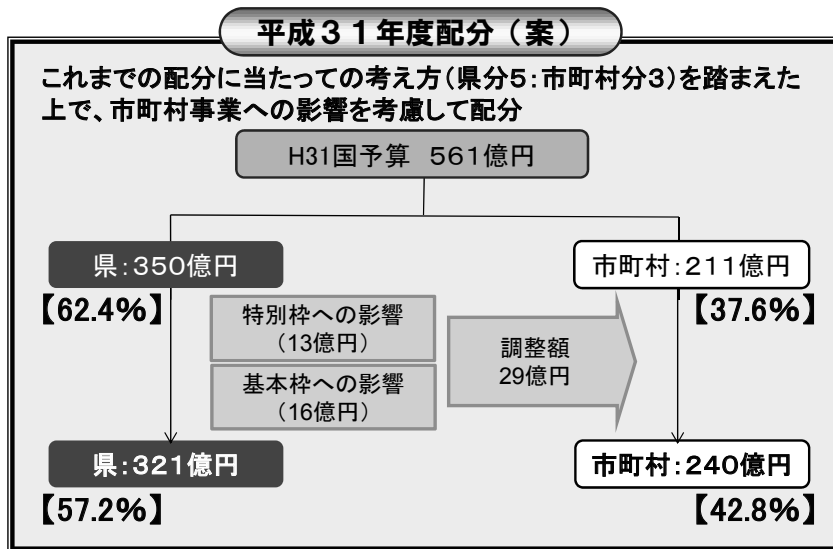
沖縄振興審議会においては、平成 31 年度沖縄振興特別推進交付金にかかる沖縄県と市町村間の配分（案）について協議され、以下のとおり承認されました。

1 これまでの配分の考え方を踏まえ、沖縄県と市町村間を 5:3 の割合で算出した上で、調整額（29 億円）を県分から市町村分へ措置する。

- (1) これまでの考え方(5:3)に基づく算出額県 350 億円
市町村 211 億円
- (2) 調整額(29 億円)を措置
県 321 億円 (△ 29 億円)
市町村 240 億円 (+29 億円)

2 県と市町村間の配分額は、事業の進捗等を勘案し、年度途中においても柔軟に対応する。

※平成 32 年度の県と市町村間の配分額は、当初の配分の考え方やこれまでの経緯を踏まえ、引き続き協議する。



沖縄振興市町村協議会

沖縄振興市町村協議会においては、平成 31 年度沖縄振興特別推進交付金にかかる市町村の配分（案）について協議され、以下のとおり承認されました。

1 基本枠と特別枠

総額 240 億円について、基本枠として 187 億円、特別枠として 53 億円を配分する。

2 基本枠の配分方法

基本枠 187 億円について、41 億円を均等割として各市町村に配分し、146 億円をこれまでと同じ配分方法（各種指標）を用いて別添 1 のとおり配分する。

3 特別枠の審査及び採方法

特別枠 53 億円は、沖縄振興特別推進市町村交付金特別枠配分実施要綱（H25.4.1 制定）に基づき審査、採択する。

また、平成 31 年度に採択される特別枠事業のうち、平成 32 年度以降も継続実施される事業については、別添 2 の条件のもと、後年度は優先的に採択する。

4 市町村間の配分額変更について

市町村間の配分額は、事業の進捗状況等を勘案し、年度途中においても柔軟に対応する。

※平成 32 年度以降の市町村間の配分額は、不用額など、事業の執行状況等を踏まえ、改めて協議する。



平成31年度基本枠配分表

総枠 240 特別枠 53 基本枠 187

別添1

(単位:億円)

団体名	基本指標 (85%)										基本指標 (15%)				基本指標 + 配慮指標(B)	配分額	割合	基本枠配分額 (C)=(A)+(B)	H30基本枠配分額(D)	増減額 (C-D)														
	均等割 (A)		人口		面積		計		財政力加算 (60%)	離島等加算 (15%)	人口減少加算 (15%)	高齢者人口加算 (5%)	年少人口加算 (5%)	計							配分額	割合	配分額	割合										
	配分額	割合	シェア	シェア	シェア	シェア	シェア	シェア																	シェア	シェア	シェア	シェア	シェア	シェア	シェア	シェア	シェア	シェア
	1.0	1.0	22.3%	1.8%	0.9%	6.4%	0.4%	0.0%																	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	2.6%	0.5%	26.48	18.1%	27.48	14.7%
那覇市	1.0	6.7%	10.0%	3.7%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 2.36																
宜野湾市	1.0	3.3%	10.0%	3.7%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.72																
石川町	1.0	8.0%	0.9%	6.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.45																
浦添市	1.0	4.3%	9.2%	4.5%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.85																
名護市	1.0	4.1%	2.0%	4.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.53																
糸満市	1.0	9.7%	2.2%	9.3%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.47																
沖繩県	1.0	4.3%	8.1%	4.1%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 1.05																
豊城市	1.0	8.3%	3.8%	8.1%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.47																
宇野市	1.0	3.6%	9.0%	3.8%	3.3%	6.1%	2.2%	2.4%	2.5%	2.4%	1.9%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.92																
宮古市	1.0	2.9%	2.2%	2.9%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.49																
南城市	1.0	0.3%	8.5%	0.3%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.36																
国頭村	1.0	0.2%	2.8%	0.3%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.15																
大宜味村	1.0	0.1%	3.6%	0.3%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.05																
東郷町	1.0	0.7%	1.8%	0.7%	3.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.09																
今帰仁村	1.0	0.9%	2.4%	1.0%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.12																
本郷町	1.0	0.7%	2.2%	0.8%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.17																
恩納町	1.0	0.4%	1.4%	0.4%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.17																
喜野村	1.0	0.8%	1.7%	0.8%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.10																
金武町	1.0	2.3%	1.0%	0.3%	3.6%	6.1%	8.3%	2.1%	2.1%	2.1%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.13																
伊江村	1.0	2.8%	1.5%	2.7%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.12																
読谷村	1.0	1.0%	0.7%	0.9%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.31																
喜手納町	1.0	2.0%	0.6%	1.9%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.22																
北谷町	1.0	1.1%	0.5%	1.1%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.12																
北中城村	1.0	1.4%	0.7%	1.3%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.22																
中西原町	1.0	1.3%	0.2%	1.2%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.17																
与那原町	1.0	2.6%	0.5%	2.5%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.16																
南風原町	1.0	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.30																
渡嘉敷村	1.0	0.1%	0.8%	0.1%	3.7%	6.1%	3.8%	2.2%	2.2%	2.2%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.08																
慶国味村	1.0	0.1%	0.7%	0.1%	3.7%	8.3%	9.6%	2.1%	2.6%	2.6%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.11																
粟国村	1.0	0.0%	0.2%	0.0%	3.8%	6.1%	9.5%	3.2%	1.4%	1.4%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.24																
渡名喜村	1.0	0.1%	1.3%	0.2%	3.7%	6.1%	4.1%	2.3%	2.5%	2.5%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.09																
南北大東村	1.0	0.0%	0.6%	0.1%	3.7%	6.1%	2.7%	1.9%	2.6%	2.6%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.10																
北中東村	1.0	0.1%	1.0%	0.1%	3.7%	6.1%	10.0%	2.8%	2.8%	2.8%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.07																
伊平屋村	1.0	0.1%	0.7%	0.1%	3.7%	6.1%	6.9%	3.0%	2.3%	2.3%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.11																
久米島町	1.0	0.5%	2.8%	0.7%	3.6%	6.1%	7.7%	2.9%	2.3%	2.3%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.10																
伊良部町	1.0	0.1%	1.2%	0.2%	3.7%	6.1%	4.4%	2.7%	2.7%	2.7%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.16																
久米島町	1.0	0.1%	1.0%	0.1%	3.7%	6.1%	6.4%	2.9%	2.6%	2.6%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.25																
八重瀬町	1.0	0.3%	14.7%	1.0%	3.6%	12.2%	2.3%	2.2%	2.5%	2.5%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.09																
多良間村	1.0	0.1%	1.3%	0.2%	3.7%	6.1%	0.0%	2.0%	1.8%	1.8%	1.8%	2.6%	0.6%	8.11	5.6%	9.11	4.9%	△ 0.20																
竹富町	1.0	77.4%	42.8%	75.7%	18.0%	12.3%	2.2%	23.3%	28.8%	28.8%	15.5%	108.38	58.0%	117.05	66.7%	108.38	58.0%	△ 0.09																
与那国町	1.0	22.6%	57.2%	24.3%	82.0%	87.7%	97.8%	76.7%	71.2%	71.2%	84.5%	78.62	42.0%	82.95	33.3%	78.62	42.0%	△ 4.33																
都町	11.0	41.00	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	146.00	100.0%	187.00	100.0%	187.00	100.0%	△ 13.00																
市町村計	30.0	41.00	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	146.00	100.0%	187.00	100.0%	187.00	100.0%	△ 13.00																

(注)百万円未満の金額を端数調整した。

特別枠継続事業の優先配分について

- ①継続分の事業費は、後年度分の事業に前年度からの継続性及び必要性が認められるなど、一体不可分である場合に限り担保する。
- ②継続分の事業費については、申請時に認められた額内に限り担保する。
- ③継続事業については、当該事業の内容等を毎年度確認することとし、当初申請の内容等に大幅な変更があれば、新規事業と同じく審査に付する。

なお、継続事業の採択にあたっては、当該市町村の基本枠の活用状況等も勘案したうえで、審査、決定する。

- ④継続事業の事業期間は最長3年までとする。



沖縄県町村会創立 70 周年記念式典・祝賀会



沖縄県町村会は、1948年（昭和23年）に創設されめでたく70周年の節目を迎え、去る2月21日（木）沖縄県市町村自治会館にて記念式典・祝賀会を開催しました。

式典では、新垣邦男会長が「これからも町村に寄り添い、国や県、関係機関の協力を得ながら、県下全町村が一致団結して、全ての町村の振興と発展が実現することを目指し、山積する課題の解決に向けて、21世紀を邁進して参ります」と式辞を述べました。

その後、歴代会長及び歴代局長、並びに特別功労者の計11名に感謝状と記念品の贈呈が行われました。歴代局長内2名（長嶺利男氏、盛根良一氏）につきましては、残念ながら都合により出席が叶いませんでした。

祝賀会では、町村役場職員（北中城村役場・伊平屋村役場）を中心とした皆さんによる「かぎやで風」・「上り口節」の余興で幕開けし、70周年のあゆみを映像で振り返る等、また、多くのご祝辞を賜り節目を祝いました。



町村役場職員の皆さんによる座開き「かぎやで風」・「上り口節」

～ 式 典 ～



式辞を述べる沖縄県町村会 新垣邦男会長



玉城沖縄県知事代読でご祝辞を述べる
沖縄県企画調整統括官 儀間秀樹氏



荒木全国町村会会長代読でご祝辞を述べる
全国町村会副会長 一瀬政太氏



ご祝辞を述べる
沖縄県町村議会議長会会長 識名盛紀氏



沖縄県町村会第31代会長 宮城篤実氏



沖縄県町村会第32代会長 城間俊安氏



沖縄県町村会第33代会長 志喜屋文康氏



沖縄県町村会第34代会長 高良文雄氏



沖縄県町村会第9代事務局長 新垣久雄氏



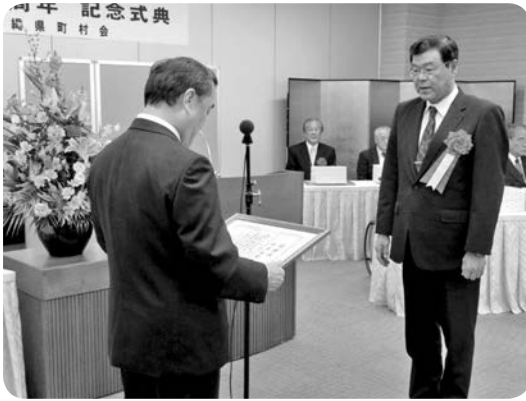
沖縄県町村会第10代事務局長 吉浜一誠氏



沖縄県町村会第11代事務局長 新垣喜春氏



沖縄大学学長 仲地博氏



沖縄国際大学学長 前津榮健氏



謝辞を述べる宮城元会長

～ 祝賀会 ～







最後は笑顔で一丁締め

～ 沖縄県町村会 70 周年史 編集委員の皆さん ～



後列左から、沖縄県町村会 照屋総務課長、知念事務局長、玉城さん
前列左から、吉浜一誠編集委員、玉城重男編集委員長、新垣久雄副編集委員長、新垣喜春編集委員

平成29年度 市町村決算の概要(普通会計)

沖縄県企画部市町村課

1 決算規模

平成29年度の市町村の普通会計決算額は、
 歳入総額：787,458百万円（H28：777,614百万円、差額9,844百万円、1.3%増）
 歳出総額：757,122百万円（H28：747,538百万円、差額9,583百万円、1.3%増）
 となっている。

歳入総額は、前年度比9,844百万円増(+1.3%)の787,458百万円となった。主な増加内訳として、繰入金、国庫支出金、地方税の増加等がある。

歳出総額は、前年度比9,583百万円増(+1.3%)の757,122百万円となった。主な増加内訳として、扶助費や人件費の増加等がある。

第1表 決算規模の状況

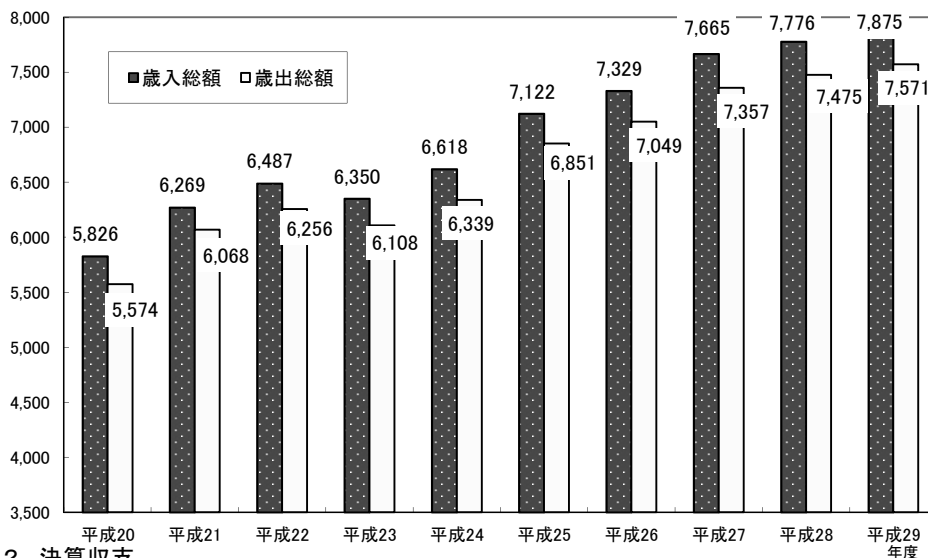
(単位:百万円、%)

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		増減率		増減率		増減率	
歳入	市町村計	766,526	4.6	777,614	1.4	787,458	1.3
	都市計	543,462	4.9	558,355	2.7	567,441	1.6
	町村計	223,063	3.8	219,260	△1.7	220,017	0.3
歳出	市町村計	735,652	4.4	747,538	1.6	757,122	1.3
	都市計	523,228	4.8	538,610	2.9	546,536	1.5
	町村計	212,425	3.3	208,928	△1.6	210,586	0.8

※市町村計には一部事務組合及び広域連合を含まない。(以下の表や文中においても同様)

単位:億円

第1図 決算規模の推移



2 決算収支

(1) 実質収支

実質収支の合計は、22,693百万円の黒字となった。全市町村において黒字となった。

(2) 単年度収支

単年度収支の合計は、1,103百万円の黒字となった。

(3) 実質単年度収支

実質単年度収支の合計は、745百万円の黒字となった。

第2表 決算収支の状況

(単位:百万円)

区 分	都 市 計		町 村 計		市 町 村 計			
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度		
歳入総額	A	558,355	567,441	219,260	220,017	777,614	787,458	
歳出総額	B	538,610	546,536	208,928	210,586	747,538	757,122	
形式収支	A-B	C	19,745	20,905	10,331	9,431	30,076	30,336
翌年度に繰り越すべき財源	D	6,449	6,074	2,079	1,569	8,528	7,643	
実質収支	C-D	E	13,296	14,831	8,252	7,862	21,548	22,693
単年度収支	F	△ 317	1,493	△ 210	△ 390	△ 527	1,103	
財政調整基金 積立金	G	7,741	7,395	6,885	6,235	14,626	13,629	
繰上償還金	H	105	129	254	78	359	207	
積立金取崩し額	I	5,763	8,983	5,541	5,211	11,303	14,194	
実質単年度収支	F+G+H-I	J	1,766	34	1,389	711	3,155	745

3 歳入

○歳入構成比について

地方税21.5%(169,580百万円)が最も高く、続いて国庫支出金21.0%(165,699百万円)、地方交付税17.9%(141,211百万円)、都道府県支出金14.5%(113,957百万円)、地方債6.3%(49,499百万円)の順となった。

都市・町村別にみると、都市では国庫支出金(構成比23.5%)が最も高く、続いて地方税(同23.3%)、地方交付税(同16.0%)の順となっており、町村では地方交付税(同23.0%)、地方税(同16.9%)、都道府県支出金(同16.0%)の順となっている。町村では都市に比べて、地方税の割合が少なく、地方交付税の割合が比較的大きい。

○主な歳入項目の増減要因について

- ・地方税(前年度比3.3%増)
個人住民税及び固定資産税の増等により、前年度比5,385百万円増の169,580百万円となった。
- ・国庫支出金(前年度比4.6%増)
児童保護費等負担金の増等により、前年度比7,343百万円増の165,699百万円となった。
- ・都道府県支出金(前年度比5.5%減)
沖繩振興一括交付金の減等により、前年度比6,606百万円減の113,957百万円となった。
- ・一般財源(前年度比1.4%増)
地方税の増等により、前年度比4,586百万円増の339,983百万円となった。

第3表 歳入決算の状況

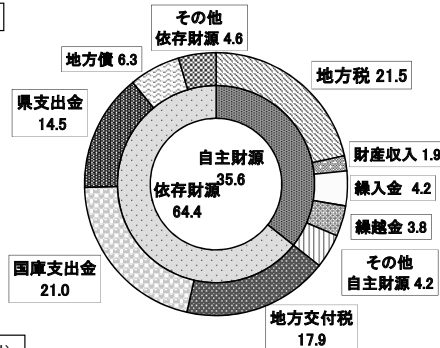
<H29決算額>

(単位:百万円、%)

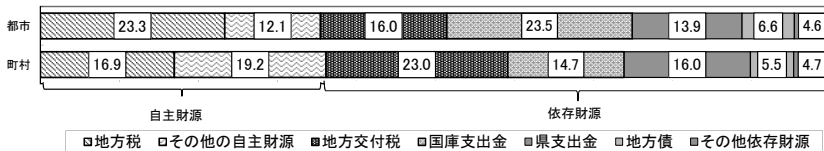
区 分	都 市 計			町 村 計			市 町 村 計			29 - 28年度 増 減 額
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	
自主財源	201,111	35.4	6.2	79,540	36.2	3.0	280,651	35.6	5.3	14,121
地方税	132,292	23.3	3.2	37,288	16.9	3.6	169,580	21.5	3.3	5,385
分担金及び負担金	5,823	1.0	8.3	3,022	1.4	8.0	8,845	1.1	8.2	673
使用料	6,479	1.1	1.7	2,600	1.2	5.6	9,080	1.2	2.8	251
手数料	2,511	0.4	3.9	1,352	0.6	△ 2.8	3,863	0.5	1.5	57
財産収入	6,563	1.2	△ 5.1	8,316	3.8	△ 13.9	14,879	1.9	△ 10.2	△ 1,699
寄附金	1,121	0.2	45.8	1,873	0.9	77.4	2,993	0.4	64.1	1,169
繰入金	21,514	3.8	50.1	11,907	5.4	8.9	33,421	4.2	32.3	8,156
繰越金	19,548	3.4	△ 0.9	10,088	4.6	△ 1.4	29,635	3.8	△ 1.1	△ 331
諸収入	5,259	0.9	0.8	3,095	1.4	15.7	8,353	1.1	5.9	462
依存財源	366,330	64.6	△ 0.7	140,477	63.8	△ 1.1	506,807	64.4	△ 0.8	△ 4,278
地方譲与税	2,679	0.5	△ 0.4	1,042	0.5	△ 0.5	3,721	0.5	△ 0.4	△ 17
利子割交付金	115	0.0	22.3	30	0.0	20.0	145	0.0	21.8	26
配当割交付金	233	0.0	51.3	62	0.0	51.2	294	0.0	50.8	99
株式等譲渡所得割交付金	259	0.0	112.3	69	0.0	115.6	327	0.0	112.3	173
地方消費税交付金	17,819	3.1	7.9	4,999	2.3	8.0	22,818	2.9	7.9	1,675
ゴルフ場利用税交付金	265	0.0	2.7	288	0.1	2.1	552	0.1	2.4	13
自動車取得税交付金	594	0.1	37.5	269	0.1	37.9	863	0.1	37.6	236
地方特例交付金	354	0.1	11.3	117	0.1	11.4	471	0.1	11.6	49
地方交付税	90,618	16.0	△ 2.3	50,592	23.0	△ 1.7	141,211	17.9	△ 2.1	△ 3,053
交通安全対策特別交付金	140	0.0	△ 4.8	43	0.0	△ 4.4	184	0.0	△ 3.7	△ 8
国庫支出金	133,329	23.5	4.0	32,370	14.7	7.5	165,699	21.0	4.6	7,343
国庫提供施設等所在市町村助成交付金	3,655	0.6	△ 0.5	3,409	1.5	△ 1.7	7,065	0.9	△ 1.1	△ 76
都道府県支出金	78,782	13.9	△ 4.3	35,175	16.0	△ 8.1	113,957	14.5	△ 5.5	△ 6,606
地方債	37,489	6.6	△ 9.2	12,010	5.5	△ 2.7	49,499	6.3	△ 7.7	△ 4,132
(うち臨時財政対策債)	14,585	2.6	4.0	4,009	1.8	3.9	18,594	2.4	4.0	712
歳入合計	567,441	100.0	1.6	220,017	100.0	0.3	787,458	100.0	1.3	9,844
うち一般財源	245,226	43.2	1.5	94,757	43.1	1.0	339,983	43.2	1.4	4,587

(注)うち一般財源は、地方税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金(特別地方消費税交付金を含む。)、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税の合計である。また、構成比については、各項目の計と合計値が端数調整のため一致しない場合がある。

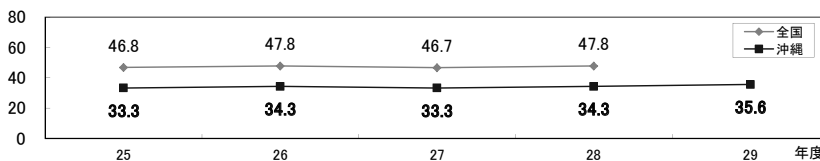
第2図 歳入決算額の構成比(市町村計)



第3図 歳入決算額の構成比(都市・町村別)



第4図 自主財源比率の推移



(注)全国比率は市町村別決算状況調(総務省公表)より試算したものであり、一部事務組合を除き、政令指定都市、特別区、中核市、特別市を含む。

4 歳出

(1) 目的別歳出の状況

目的別歳出の内訳を構成比で見ると、民生費が316,658百万円(構成比41.8%)で最も大きく、続いて総務費109,505百万円(同14.5%)、教育費89,984百万円(同11.9%)、土木費77,765百万円(同10.3%)、公債費55,481百万円(同7.3%)の順となっている。

これを都市・町村別の構成比と比較すると、都市、町村ともに民生費の割合が最も高くなっているが、都市では生活保護の実施等により民生費の割合が46.9%となっており、町村の28.7%に比べ18.2ポイント高くなっている。

次に前年度比較で増減状況を見ると、民生費が、保育所運営費等の増加により、15,442百万円(前年度比5.1%)増。教育費が、小中学校等の改築事業の完了等により、1,467百万円(同△1.6%)減。土木費が公営住宅整備事業、スポーツ観光拠点施設整備事業等の減により、5,291百万円(同△6.4%)減。総務費が庁舎建設事業等の増により、3,002百万円(同2.8%)増となった。

第4表 目的別歳出決算の状況

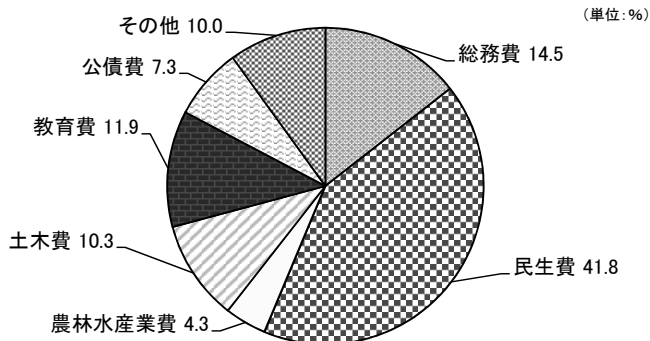
<H29決算額>

(単位:百万円、%)

区 分	都 市 計			町 村 計			市 町 村 計		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
議 会 費	3,562	0.7	1.5	2,410	1.1	0.1	5,972	0.8	0.9
総 務 費	66,069	12.1	1.6	43,436	20.6	4.8	109,505	14.5	2.8
民 生 費	256,241	46.9	5.0	60,418	28.7	5.7	316,658	41.8	5.1
衛 生 費	27,670	5.1	2.8	12,602	6.0	△ 11.9	40,272	5.3	△ 2.3
労 働 費	925	0.2	18.7	128	0.1	△ 15.2	1,053	0.1	13.2
農林水産業費	15,857	2.9	16.4	16,520	7.8	△ 12.3	32,377	4.3	△ 0.3
商 工 費	6,357	1.2	5.4	4,659	2.2	△ 1.8	11,016	1.5	2.2
土 木 費	57,318	10.5	△ 8.7	20,447	9.7	0.9	77,765	10.3	△ 6.4
消 防 費	10,863	2.0	△ 13.1	5,432	2.6	△ 3.8	16,295	2.2	△ 10.2
教 育 費	60,035	11.0	△ 3.4	29,949	14.2	2.1	89,984	11.9	△ 1.6
災害復旧費	178	0.0	217.9	167	0.1	△ 52.3	345	0.0	△ 15.0
公 債 費	41,180	7.5	0.2	14,300	6.8	0.9	55,481	7.3	0.4
諸支出金	279	0.1	329.2	119	0.1	2.6	398	0.1	121.1
前年度繰上充用金	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
歳出合計	546,536	100.0	1.5	210,586	100.0	0.8	757,122	100.0	1.3

(注) 構成比については、各項目の計と合計値が端数調整のため一致しない場合がある。

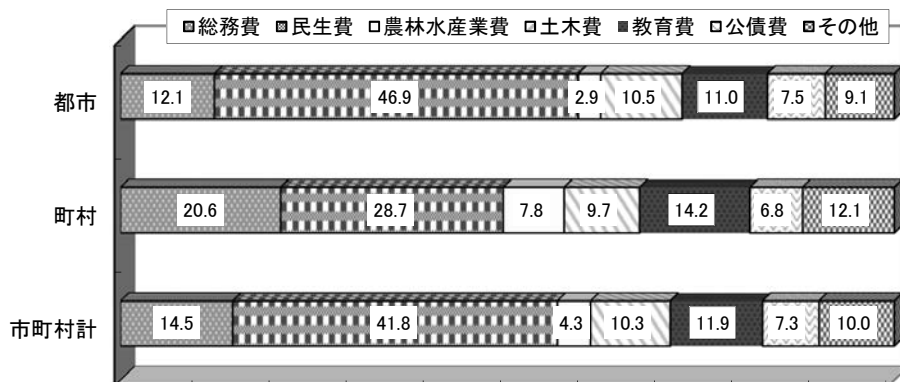
第5図 目的別歳出決算の構成比(市町村計)



(注) 各項目の計と合計値は端数調整のため一致しない場合がある。

第6図 目的別歳出決算構成比(都市・町村別)

(単位: %)



(2) 性質別歳出の状況

性質別歳出の状況を見ると、義務的経費が361,186百万円(構成比47.7%)、投資的経費145,773百万円(同19.3%)、その他経費250,163百万円(同33.0%)となっている。

また、前年度比較で増減状況を見ると、義務的経費が4.6%の増、投資的経費が3.1%の減、その他経費が0.6%の減となっている。

これを都市・町村別の構成比で比較すると、都市では扶助費の割合が32.6%と高く、義務的経費が52.2%となっており、町村の36.0%に比べて16.2ポイント高くなっている。一方、町村では投資的経費が22.6%となっており、都市の18.0%に比べて4.6ポイント高くなっている。

義務的経費の内訳をみると、人件費は前年度比で1.9%増加し95,433百万円となった。主な要因は職員給の増加等による。

扶助費は7.0%増加し210,272百万円となった。主な要因は、保育所運営費など社会保障関係経費の増加等による。

公債費は0.4%増加し55,481百万円となった。主な要因は、臨時財政対策債の元利償還金の増加等による。

その他経費は、0.6%減少し250,163百万円となっている。主な内訳として、積立金が7.5%、繰出金が2.3%減少したこと等による。

第5表 性質別歳出決算の状況
 <H29決算額>

(単位:百万円、%)

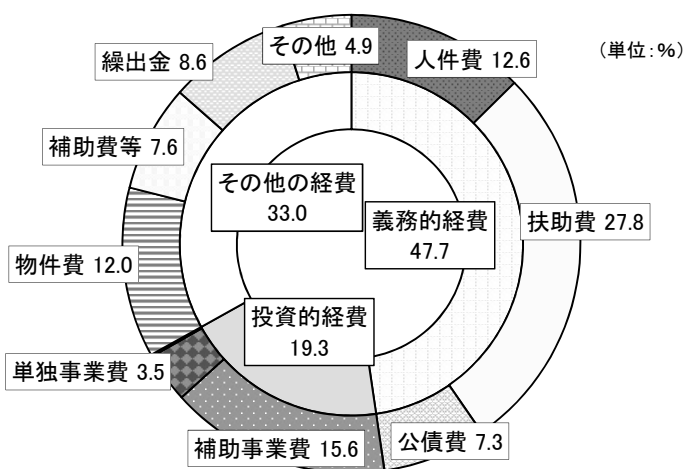
区 分	都 市 計			町 村 計			市 町 村 計		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
義務的経費	285,369	52.2	4.4	75,817	36.0	5.1	361,186	47.7	4.6
人件費	65,752	12.0	1.9	29,681	14.1	2.0	95,433	12.6	1.9
扶助費	178,437	32.6	6.5	31,836	15.1	10.3	210,272	27.8	7.0
公債費	41,180	7.5	0.2	14,300	6.8	0.9	55,481	7.3	0.4
投資的経費	98,190	18.0	△ 4.3	47,583	22.6	△ 0.4	145,773	19.3	△ 3.1
普通建設事業費	98,012	17.9	△ 4.4	47,415	22.5	△ 0.0	145,427	19.2	△ 3.0
補助事業費	78,701	14.4	△ 4.0	39,497	18.8	0.4	118,198	15.6	△ 2.6
単独事業費	18,758	3.4	△ 6.2	7,716	3.7	△ 1.5	26,474	3.5	△ 4.9
国直轄負担金等	553	0.1	1.8	203	0.1	△ 13.6	756	0.1	△ 2.8
災害復旧事業費	178	0.0	217.9	167	0.1	△ 52.3	345	0.0	△ 15.0
失業対策事業費	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
その他経費	162,976	29.8	0.1	87,186	41.4	△ 2.1	250,163	33.0	△ 0.6
物件費	58,573	10.7	1.0	32,301	15.3	2.3	90,874	12.0	1.4
維持補修費	3,957	0.7	5.1	1,366	0.6	△ 0.7	5,323	0.7	3.6
補助費等	33,610	6.1	5.6	23,569	11.2	△ 3.1	57,179	7.6	1.8
積立金	18,156	3.3	△ 3.5	12,828	6.1	△ 12.5	30,983	4.1	△ 7.5
投資及び出資金	386	0.1	10.0	4	0.0	—	390	0.1	11.1
貸付金	413	0.1	△ 17.4	53	0.0	△ 28.4	466	0.1	△ 18.8
繰出金	47,881	8.8	△ 3.3	17,065	8.1	0.3	64,946	8.6	△ 2.3
前年度繰上充用金	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
歳出合計	546,536	100.0	1.5	210,586	100.0	0.8	757,122	100.0	1.3

(注)1 補助事業費は、受託事業費の補助事業費を含む。

(注)2 単独事業費は、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費の単独事業費を含む。

(注)3 義務的経費、投資的経費及びその他経費の各々の構成比の計と合計値は端数調整のため一致しない場合がある。

第7図 性質別決算額の構成比(市町村計)



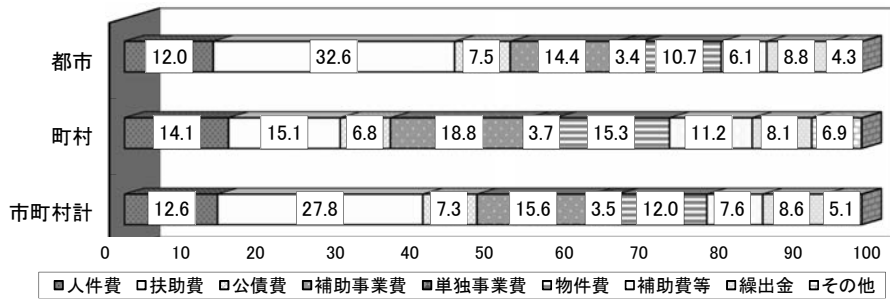
(注)1 端数調整により各々の内訳の計が合計値と一致しない場合がある。

(注)2 補助事業費は、受託事業費の補助事業費を含む。

(注)3 単独事業費は、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費の単独事業費を含む。

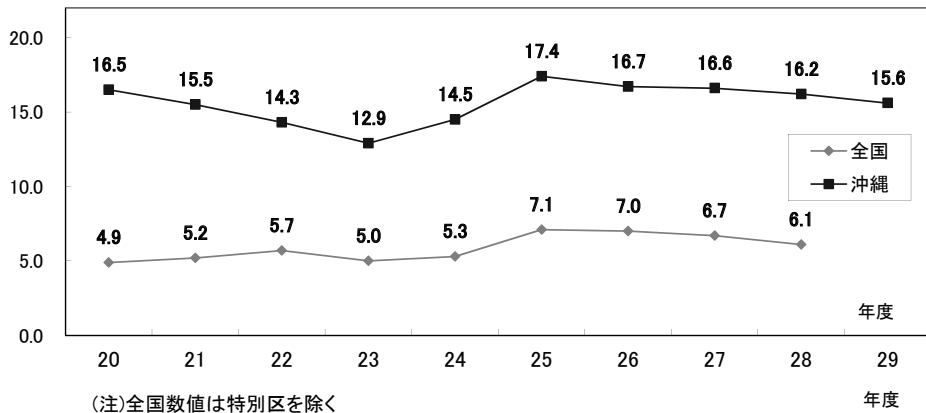
第8図 性質別歳出決算額構成比(都市・町村別)

(単位:%)



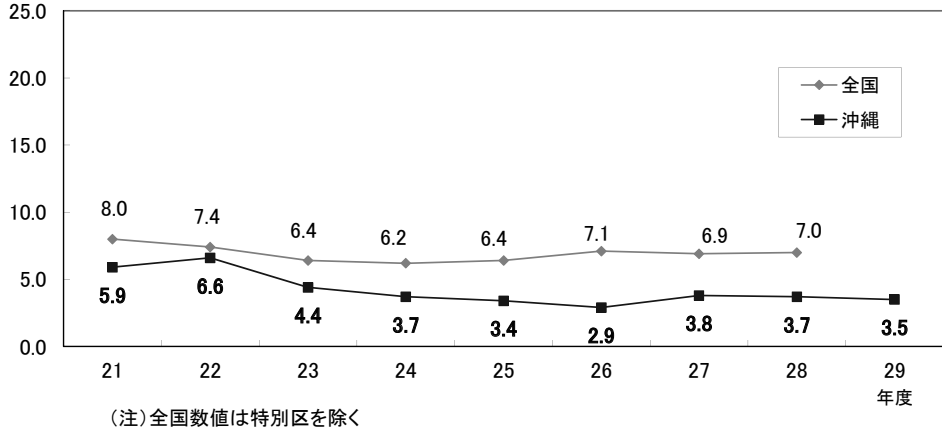
第9図 普通建設事業費(補助)の構成比の推移

構成比(%)



第10図 普通建設事業費(単独)の構成比の推移

構成比(%)



(3) 一般財源等の充当状況

一般財源等の総額は429,384百万円で、前年度比8,831百万円(2.1%)の増となっている。各性質別経費に対する一般財源等の充当状況(構成比)をみると、義務的経費充当分が45.4%で最も高く、うち人件費が20.0%、扶助費が13.3%、公債費が12.2%となっている。また、投資的経費充当分は4.5%で、うち普通建設事業費の補助事業費が2.0%、単独事業費が2.5%となっている。その他経費充当分は43.1%となっている。

第6表 一般財源等の充当状況

(単位:百万円、%)

区 分	平成29年度		左 の 内 訳				平成28年度		増 減		前年度 増減率
	決算額	構成比	都市	構成比	町村	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	
義務的経費	195,103	45.4	146,254	48.5	48,849	38.2	190,505	45.3	4,598	2.4	0.4
人 件 費	85,964	20.0	59,489	19.7	26,475	20.7	85,467	20.3	497	0.6	△ 0.2
扶 助 費	56,905	13.3	48,258	16.0	8,648	6.8	53,154	12.6	3,751	7.1	3.5
公 債 費	52,234	12.2	38,508	12.8	13,726	10.7	51,884	12.3	350	0.7	△ 1.8
投資的経費	19,509	4.5	12,386	4.1	7,123	5.6	17,388	4.1	2,121	12.2	△ 0.8
普通建設事業費	19,292	4.5	12,270	4.1	7,022	5.5	17,269	4.1	2,023	11.7	△ 0.2
補助事業費	8,533	2.0	5,836	1.9	2,697	2.1	7,303	1.7	1,230	16.8	4.7
単独事業費	10,525	2.5	6,291	2.1	4,234	3.3	10,132	2.4	393	3.9	2.0
国直轄負担金等	234	0.1	143	0.0	91	0.1	230	0.1	4	1.7	△ 41.0
その他投資的経費	217	0.1	117	0.0	100	0.1	119	0.0	98	82.4	△ 45.7
その他経費	185,079	43.1	122,419	40.6	62,660	48.9	184,516	43.9	563	0.3	0.7
物 件 費	64,466	15.0	43,541	14.4	20,925	16.3	63,636	15.1	830	1.3	2.0
補 助 費 等	37,692	8.8	22,192	7.4	15,499	12.1	36,277	8.6	1,415	3.9	△ 0.7
積 立 金	23,513	5.5	13,211	4.4	10,303	8.0	23,537	5.6	△ 24	△ 0.1	3.5
繰 出 金	55,094	12.8	40,282	13.4	14,812	11.6	56,646	13.5	△ 1,552	△ 2.7	△ 1.4
そ の 他	4,314	1.0	3,193	1.1	1,121	0.9	4,421	1.1	△ 107	△ 2.4	7.4
歳出充当額計	399,691	93.1	281,060	93.3	118,631	92.7	392,409	93.3	7,282	1.9	0.5
歳計剰余金充当額	29,693	6.9	20,295	6.7	9,397	7.3	28,144	6.7	1,549	5.5	△ 3.4
一般財源等総額	429,384	100.0	301,355	100.0	128,028	100.0	420,553	100.0	8,831	2.1	0.2

(注)1 一般財源等とは、一般財源のほかにその用途が制約されていない収入額の合算額である。

(注)2 補助事業費は、受託事業費の補助事業費を含む。

(注)3 単独事業費は、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費の単独事業費を含む。

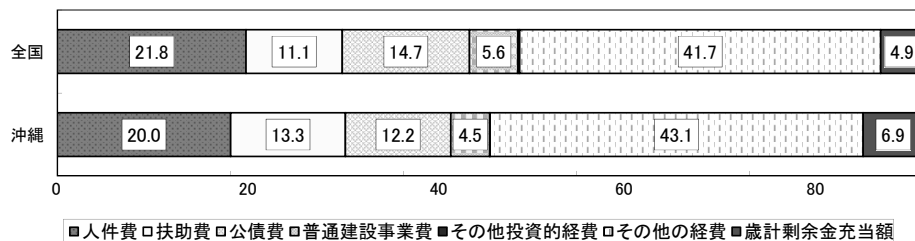
(注)4 その他投資的経費欄は、災害復旧事業費及び失業対策事業費の合計額である。

(注)5 その他経費のその他欄は、維持補修費・投資及び出資金・貸付金・前年度繰上充用金の合計値である。

(注)6 構成比については、各項目の計と合計値とが端数調整のため一致しない場合がある。

第11図 平成29年度における一般財源等の充当状況(全国・沖縄)

(単位:%)



(注)1 全国構成比は、平成28年度地方財政統計年報における「2-4-28表 一般財源充当状況の推移(構成比)」を参考値として掲載している。

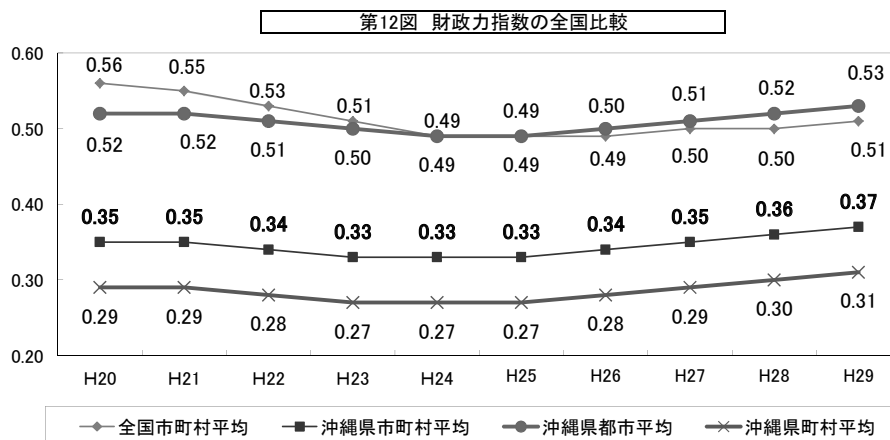
(注)2 各項目の計と合計値とが端数調整のため一致しない場合がある。

5 主な財政指標

(1) 財政力指数の状況

財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3力年の平均値で、地方公共団体の財政力を示す指数である。本県市町村の平成29年度の財政力指数の平均は0.37で、全国平均は0.51となっている。

都市・町村別でみると、都市0.53、町村0.31となっており、都市・町村間の格差は大きい。



(注) 全国は特別区を含まない。

(2) 経常収支比率等の状況

経常収支比率は、地方税、普通交付税などの経常的に収入される一般財源等に対する、人件費、公債費、扶助費等の毎年度経常的に支出される経費に充当される一般財源等の割合で、財政構造の弾力性を示す指標となっている。本県市町村の経常収支比率の平均は87.2%で、扶助費等の増により前年度(86.7%)に比較し0.5ポイント上昇している。

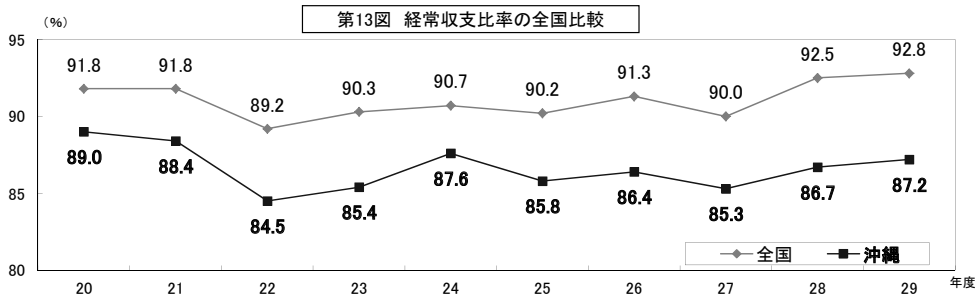
主な内訳をみると、人件費が23.1%(H28:23.4%)、扶助費が15.4%(同14.7%)、公債費が14.4%(同14.5%)となっている。なお、本県の平成29年度の経常収支比率を全国平均(H29:92.8%)と比較すると5.6ポイント下回っている。

第7表 経常収支比率等の推移

(単位:%)

年 度	経常収支比率	左 の 内 訳				実質収支比率	財政力指数	公債費負担比率	実質公債費比率
		人件費	扶助費	公債費	その他				
平成20年度	89.0	29.7	10.6	17.6	31.1	3.9	0.35	16.2	13.2
平成21年度	88.4	28.9	11.0	16.9	31.6	4.8	0.35	14.1	12.7
平成22年度	84.5	26.0	11.6	15.6	31.3	5.7	0.34	13.3	11.8
平成23年度	85.4	26.2	11.6	15.6	32.1	6.1	0.33	13.5	11.0
平成24年度	87.6	26.6	12.7	15.5	32.8	5.9	0.33	13.6	10.3
平成25年度	85.8	25.5	13.2	14.8	32.3	6.6	0.33	13.5	9.8
平成26年度	86.4	24.7	13.6	15.0	33.1	6.0	0.34	13.0	9.2
平成27年度	85.3	23.4	14.2	14.4	33.3	6.6	0.35	12.6	8.7
平成28年度	86.7	23.4	14.7	14.5	34.1	6.4	0.36	12.3	8.3
平成29年度	87.2	23.1	15.4	14.4	34.2	6.6	0.37	12.2	8.0
都 市	88.0	22.3	18.3	14.7	32.7	5.9	0.53	12.8	8.6
町 村	85.1	25.4	8.1	13.5	38.2	8.5	0.31	10.7	6.4

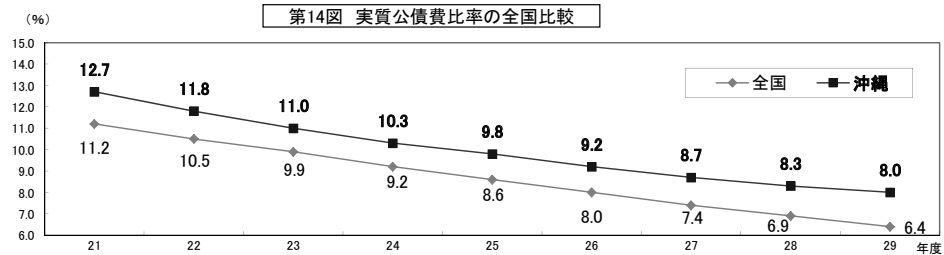
(注) 財政力指数は単純平均、それ以外は加重平均による。



(注)1 特別区及び、一部事務組合等を含まない。
 (注)2 全国、沖縄ともに加重平均である。

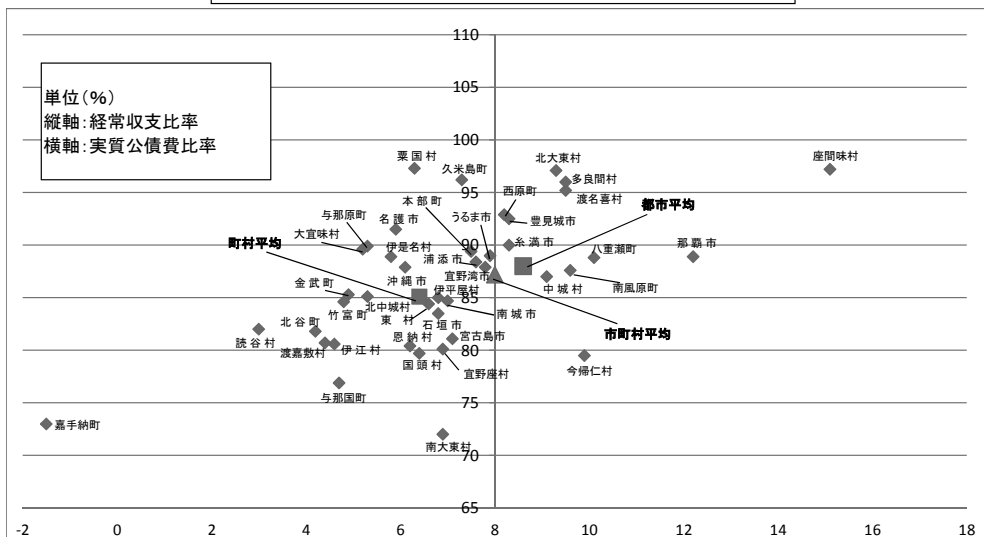
(3) 実質公債費比率の状況

実質公債費比率は、地方税や普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税が措置されるものを除く)に充当されたものの占める割合の過去3年度分の平均値である。地方債協議制度への移行に伴い新たに導入されたもので、18%以上の団体は地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上の団体は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年六月二十二日法律第九十四号)」における財政健全化団体となり、財政健全化計画の策定が義務付けされる。平成29年度決算に基づく実質公債費比率の平均は8.0%(加重平均)となっており、地方税等の増により前年度より0.3ポイント低下した。また、平成28年度同様比率が18%以上の団体はありません。



(注)1 全国は、大都市、特別区、中核市及び特別市を含む。

第15図 各市町村の経常収支比率及び実質公債費比率の状況



6 地方債現在高、債務負担行為及び積立金現在高

(1) 地方債の状況

平成29年度末地方債現在高は590,970百万円で、前年度末から△0.1%の減となった。また、臨時財政対策債残高は226,257百万円で、前年度末から2.0%の増となった。

第8表 地方債現在高の状況

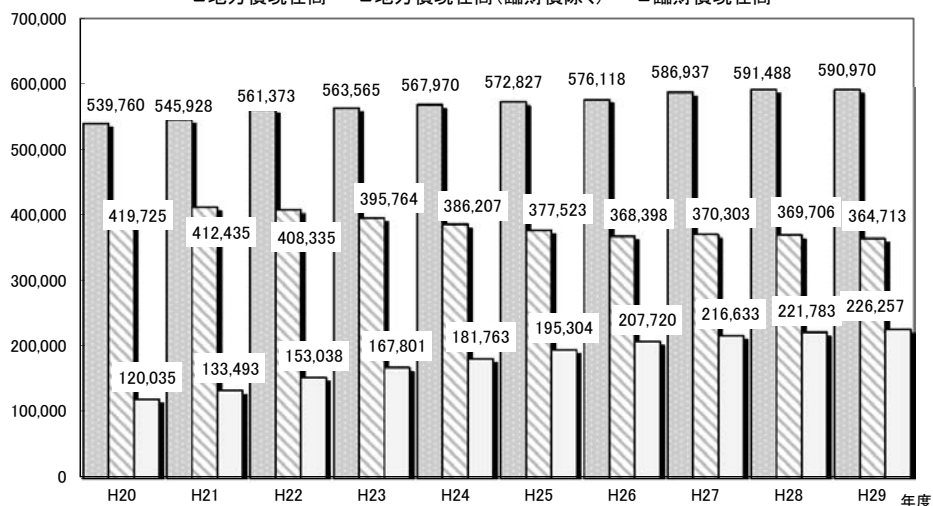
(単位:百万円、%)

区 分	都 市 計		町 村 計		市 町 村 計	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
地方債現在高(A)	445,083	445,594	146,405	145,376	591,488	590,970
増減率	1.1	0.1	△0.2	△0.7	0.8	△0.1
うち臨時財政対策債	166,628	170,880	55,155	55,376	221,783	226,257
増減率	3.0	2.6	0.7	0.4	2.4	2.0
標準財政規模(B)	245,837	249,730	91,538	92,768	337,375	342,498
標準財政規模に対する倍率(A)/(B)	1.810	1.784	1.599	1.567	1.753	1.725

第16図 地方債現在高の推移

単位:百万円

□ 地方債現在高 □ 地方債現在高(臨時債除く) □ 臨時債現在高



(2) 債務負担行為の状況

平成29年度末における債務負担行為による翌年度以降支出予定額は96,323百万円で、前年度比で、21.3%増となっている。

第9表 債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)の状況

(単位:百万円、%)

区 分	都 市 計		町 村 計		市 町 村 計	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
翌年度以降支出予定額(A)	70,687	75,323	8,712	21,001	79,400	96,323
増減率	37.9	6.6	△44.0	141.1	18.8	21.3
標準財政規模(B)	245,837	249,730	91,538	92,768	337,375	342,498
標準財政規模に対する割合(A)/(B)*100	28.8	30.2	9.5	22.6	23.5	28.1

(3) 積立金の状況

積立金の平成29年度末現在高は195,053百万円で、前年度末(195,622百万円)から0.3%の減となっている。その内訳をみると、財政調整基金が83,829百万円で、前年度比0.1%の減、減債基金が22,702百万円で2.4%の増、その他特定目的基金が88,521百万円で1.1%の減となっている。
 昨年度まで積立金現在高は増加が続いていたが、平成29年度末では減少となった。

第10表 積立金現在高の状況

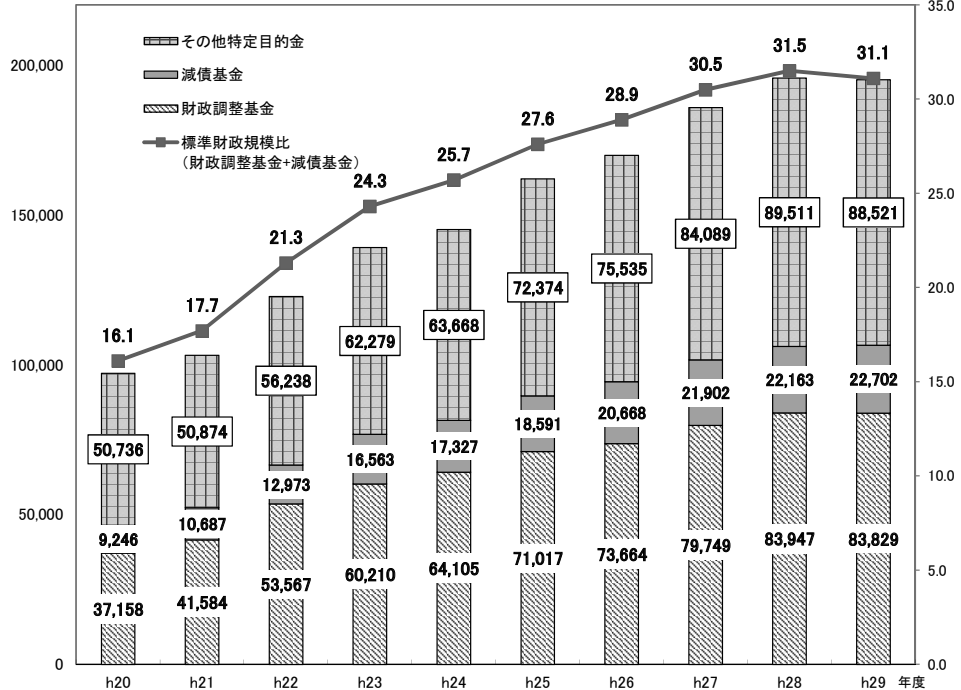
(単位:百万円、%)

区分	都市計				町村計				市町村計			
	平成28年度末	増減率	平成29年度末	増減率	平成28年度末	増減率	平成29年度末	増減率	平成28年度末	増減率	平成29年度末	増減率
積立金現在高	115,090	5.1	112,827	△ 2.0	80,532	5.6	82,226	2.1	195,622	5.3	195,053	△ 0.3
財政調整基金	46,174	5.6	44,786	△ 3.0	37,773	4.9	39,044	3.4	83,947	5.3	83,829	△ 0.1
減債基金	15,937	4.9	16,615	4.3	6,227	△ 7.2	6,087	△ 2.2	22,163	1.2	22,702	2.4
その他特定目的基金	52,980	4.8	51,426	△ 2.9	36,532	8.9	37,095	1.5	89,511	6.4	88,521	△ 1.1
標準財政規模	245,837		249,730		91,538		92,768		337,375		342,498	
財政調整基金及び減債基金の標準財政規模比	25.3		24.6		48.1		48.6		31.5		31.1	

単位:百万円

第17図 積立金現在高の推移

単位: %



平成29年度 市町村別財政指標等

(単位:百万円、%)

区分	標準財政規模	基準財政需要額	基準財政収入額	財政力指数	実質収支比率	経常収支比率			
						人件費	扶助費	公債費	
1 那覇市	68,346	51,247	42,453	0.80	6.3	88.9	22.2	20.4	16.1
2 宜野湾市	18,696	14,698	9,839	0.66	2.1	87.9	19.9	21.6	13.4
3 石垣市	13,924	11,861	5,029	0.41	8.0	83.5	25.7	11.3	14.9
4 浦添市	22,094	16,924	12,193	0.73	3.7	88.4	23.3	19.0	13.6
5 名護市	15,826	13,351	6,008	0.45	7.1	91.5	24.3	15.8	11.9
6 糸満市	12,416	10,359	5,177	0.49	3.5	90.0	22.6	19.0	16.1
7 沖縄市	29,092	23,617	13,318	0.56	4.4	87.9	20.0	22.8	9.8
8 豊見城市	11,288	9,040	5,682	0.61	1.0	92.5	23.5	18.3	15.4
9 うるま市	27,372	22,374	10,452	0.46	8.0	89.0	20.3	17.7	16.6
10 宮古島市	19,340	15,444	5,010	0.32	11.1	81.1	26.6	10.9	16.9
11 南城市	11,335	9,377	3,326	0.35	7.9	84.7	19.0	12.9	19.0
12 国頭村	3,048	2,764	584	0.21	15.3	79.7	24.1	3.6	19.6
13 大宜味村	1,835	1,582	587	0.37	12.1	89.6	32.4	3.6	14.2
14 東村	1,538	1,404	226	0.16	11.5	84.4	26.8	3.5	14.7
15 今帰仁村	3,109	2,816	681	0.23	6.1	79.5	25.2	5.1	14.4
16 本部町	3,865	3,398	1,128	0.32	8.2	89.4	20.3	10.7	17.5
17 恩納村	3,262	2,654	1,469	0.53	20.7	80.4	24.0	6.1	9.3
18 宜野座村	2,127	1,878	570	0.30	9.5	80.1	28.7	6.1	9.7
19 金武町	3,617	3,132	1,175	0.36	6.7	85.3	24.1	5.7	7.3
20 伊江村	2,509	2,315	386	0.17	5.7	80.6	31.9	4.8	16.9
21 読谷村	7,464	6,047	3,555	0.58	6.8	82.0	23.2	9.9	7.5
22 嘉手納町	4,179	3,322	1,998	0.59	5.4	73.0	22.8	5.3	5.6
23 北谷町	6,993	5,293	4,199	0.77	5.6	81.8	23.9	8.7	7.8
24 北中城村	3,922	3,148	2,010	0.57	12.4	85.1	23.2	9.3	8.7
25 中城村	4,132	3,356	1,970	0.56	1.1	87.0	21.4	12.7	13.4
26 西原町	6,530	5,175	3,376	0.64	4.4	92.9	24.5	12.5	15.4
27 与那原町	3,870	3,251	1,570	0.47	3.9	89.9	23.2	12.7	12.3
28 南風原町	7,066	5,658	3,632	0.63	11.8	87.6	20.1	14.9	16.3
29 渡嘉敷村	733	689	73	0.10	9.9	80.7	41.0	1.5	13.2
30 座間味村	788	739	85	0.11	12.9	97.2	33.1	2.1	16.9
31 粟国村	663	626	63	0.10	28.5	97.3	41.0	2.3	16.2
32 渡名喜村	412	391	27	0.07	19.0	95.2	42.7	1.3	21.0
33 南大東村	1,295	1,204	159	0.13	8.0	72.0	21.1	1.4	23.7
34 北大東村	757	705	89	0.13	2.4	97.1	32.6	0.6	30.5
35 伊平屋村	1,144	1,081	100	0.09	18.5	85.0	34.2	1.8	17.3
36 伊是名村	1,241	1,169	129	0.11	24.8	88.9	38.3	2.2	17.8
37 久米島町	3,933	3,549	700	0.19	3.5	96.2	38.9	3.8	20.8
38 八重瀬町	6,745	5,666	2,360	0.41	7.3	88.8	22.1	13.8	20.0
39 多良間村	1,118	1,052	125	0.11	16.3	96.0	35.3	1.2	19.0
40 竹富町	3,308	3,052	472	0.16	5.5	84.6	29.2	2.1	19.6
41 与那国町	1,565	1,448	220	0.14	15.1	76.9	27.4	1.7	14.7
都市計	249,730	198,292	118,489	0.53	5.9	88.0	22.3	18.3	14.7
町村計	92,768	78,564	33,718	0.31	8.5	85.1	25.4	8.1	13.5
市町村計	342,498	276,856	152,206	0.37	6.6	87.2	23.1	15.4	14.4

(注) 実質収支比率、経常収支比率の都市計、町村計、市町村計の値は加重平均であり、財政力指数については単純平均である。

平成31年度 研修計画

自治大学校

市町村
アカデミー

国際文化
アカデミー

平成 31 年度自治大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミーの研修計画をお知らせいたします。

自治大学校では、今年度も充実した派遣研修を実施します。

市町村アカデミーでは、「専門実務課程」（市町村の一般職員（中堅職員以上）を対象とした、専門的かつ実務的な内容の研修や「特別課程」（市町村長、市町村議会議員、監査委員等を対象とした、今後の市町村運営に役立つ研修を実施します。

国際文化アカデミーでは、「国際系研修」、「公共政策」、「政策・実務研修」、「幹部職員研修」、「首長・議員等研修」等に区分して、諸情勢の変化に即応して、常に市町村職員のニーズに合致した研修を実施します。

【自治大 学校】

派遣研修
了 自治大 学校

課程	研修期間	定員	対象	推薦受付期間	研修内容	推薦に必要な書類
基本法制研修 A	平成31年 5月 8日(水) ～ 6月 6日(木)		①第1部課程受講者 ②第2部課程受講者 ③基本法制のみの受講希望者	平成31年 3月 4日(月) ～ 3月15日(金)	地方公共団体の中堅幹部、将来の中堅幹部として必要な応用能力の学びとなる基本法制について演習等を織り交ぜながら、実践的に通用する応用力をつけるための研修です。 課目：効果測定を実施します。 憲法、行政法、民法、地方自治制度、地方公務員制度、財政学	<ul style="list-style-type: none"> 推薦書(1部) 履歴書(1部) 写真(3枚) 4.5cm×3.5cm 無帽、推薦受付開始日前6か月以内に撮影したもの
	平成31年10月 9日(水) ～11月 8日(金)			平成31年 8月13日(火) ～ 8月23日(金)		
基本法制研修 B	平成31年 5月16日(木) ～ 5月30日(木)		①第2部課程受講者 ②第1部・第2部特別課程受講者 ③基本法制のみの受講者	平成31年 3月 4日(月) ～ 3月15日(金)	基本法制について短期間でその概要を把握するための研修です。 課目：効果測定を実施します。 行政法、民法、地方自治制度、地方公務員制度、地方税財政制度	<ul style="list-style-type: none"> 推薦書(1部) 履歴書(1部) 写真(3枚) 4.5cm×3.5cm 無帽、推薦受付開始日前6か月以内に撮影したもの
	平成31年10月17日(木) ～11月 1日(金)			平成31年 8月13日(火) ～ 8月23日(金)		
第1部課程	平成31年 6月10日(月) ～ 8月29日(木)	80名	①都道府県の職員 ②指定都市、中核市、施行時特例市の職員(特別区を含む。) ③都道府県又は市を構成団体とする一部事務組合等の職員 ④その他の市町村についても要望がある場合は対象とする。 (選考の基準) (1)勤務成績が優秀であり、高度な研修を受けさせるにふさわしい者 (2)積極的な学習意欲を有する者 (3)現に都道府県、政令指定都市、一部事務組合等における課長補佐若しくは係長又はこれらに相当する職にある職員	平成31年 3月 4日(月) ～ 3月15日(金)	(1)基本法制(基本法制の受講は選択制) (2)講義科目 政策形成能力を高めるための公共政策に関する講義を中心に、地方公共団体を巡る最新の話題を取り上げます。 (3)演習 ・模擬講義演習 ・データ分析演習 ・事例演習 ・朱例立案演習 ・ディベート演習 ・政策立案演習	<ul style="list-style-type: none"> 推薦書(1部) 履歴書(1部) 写真(3枚) 4.5cm×3.5cm 無帽、推薦受付開始日前6か月以内に撮影したもの
	平成31年11月12日(火) ～平成32年 1月29日(木)	80名		平成31年 8月13日(火) ～ 8月23日(金)		

課程	研修期間	定員	対象	推薦受付期間	研修内容	推薦に必要な書類
一般研修	第186期 平成31年 6月 7日(金) ～ 7月25日(木)	80名	<p>①市区町村(指定都市を除く。以下同じ。)の職員</p> <p>②市区町村を構成団体とする一部事務組合等の職員</p> <p>〈選考の基準〉</p> <p>(1)勤務成績が優秀であり、高度な研修を受けさせるにふさわしい者</p> <p>(2)積極的な学習意欲を有する者</p> <p>(3)現に都道府県、政令指定都市、一部事務組合等における課長補佐若しくは係長又はこれらに相当する職にある職員</p>	平成31年 3月 4日(月) ～ 3月15日(金)	<p>(1)基本法制 ※基本法制の受講は選択制です。 受講しない場合はeラーニング「行政法」「地方自治法」「地方公務員法」「地方税財政制度」の事前学習が必要です。</p> <p>(2)講義科目 政策形成能力を高めるための公共政策に関する講義を中心に、地方公共団体を巡る最新の話題を取り上げます。</p> <p>(3)演習 次の演習により編成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・模擬講義演習(※) ・事例演習 ・データ分析演習 ・政策立案演習 <p>※履修した場合「自治体職員研修講師」として認定します。希望者が対象ですが、積極的に履修することを薦めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦書(1部) ・履歴書(1部) ・写真(3枚) 4.5cm×3.5cm 無帽、推薦受付開始日前6か月以内に撮影したもの
	第187期 平成31年 8月22日(木) ～10月 9日(水)	80名		平成31年 6月 3日(月) ～ 6月14日(金)		
	第188期 平成31年11月11日(月) ～12月26日(木)	80名		平成31年 8月13日(火) ～ 8月23日(金)		
	第189期 平成32年 1月 9日(木) ～ 2月28日(金)	80名		平成31年11月 5日(火) ～11月15日(金)		

課程	研修期間	定員	対象	推薦受付期間	研修内容	推薦に必要な書類
第1部 各部特別課程 一般	第37期 平成31年 9月 4日(水) ～ 9月27日(金)	120名	①都道府県及び市区町村の女性職員 ②都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の女性職員 (選考の基準) (1)勤務成績が優秀であり、高度な研修を受けさせるにふさわしい者 (2)積極的な学習意欲を有する者 (3)現に都道府県、政令指定都市、一部事務組合等における係長以上又はこれらに相当する職にある職員	平成31年 3月 4日(月) ～ 3月15日(金)	地方公営企業法 (1)基本法制 ※基本法制の受講は選択制です。受講しない場合はe-ラーニング「行政法」「地方自治」「地方公務員法」「地方税財政制度」の事前学習が必要です。 (2)講義科目 政策形成能力を高めるための公共政策に関する講義を中心に、地方公共団体を巡る最新の話を取り上げます。 (3)演習 次の科目により編成します。 ・事例演習 ・ディベート演習 (4)特定政策課題レポート 研修期間中に指定した政策課題についてレポートを作成。	・推薦書(1部) ・履歴書(1部) ・写真(3枚) 4.5cm×3.5cm 無帽、推薦受付開始日前6か月以内に撮影したもの
	第38期 平成32年 1月30日(木) ～ 2月21日(金)	120名		平成31年 8月13日(火) ～ 8月23日(金)		・推薦書(1部) ・履歴書(1部) ・写真(3枚) 4.5cm×3.5cm 無帽、推薦受付開始日前6か月以内に撮影したもの
第3部 課程 研修	第109期 平成31年 7月18日(木) ～ 8月 6日(火)	120名	①都道府県及び市区町村の職員 ②都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の職員 (選考の基準) (1)勤務成績が優秀である者 (2)積極的な学習意欲を有する者 (3)現に都道府県、市区町村、一部事務組合等における課長又はこれらに相当する職以上の職にある職員	平成31年 4月15日(月) ～ 4月26日(金)	(1)講義科目 各行政分野における最新の話や行政運営手法に関する課題とします。 (2)演習 ・事例演習 (3)特定政策課題演習 政策課題の解決に関するレポートを作成するとともに、このプレゼンテーションを実施することが修了要件です。	・推薦書(1部) ・履歴書(1部) ・写真(3枚) 4.5cm×3.5cm 無帽、推薦受付開始日前6か月以内に撮影したもの

課程	研修期間	定員	対象	推薦受付期間	研修内容	推薦に必要な書類
専 門 研 修 課 程 税 務 専 門 課 程 税 務 徴 収 コー ス 第 17 期	平成31年 6月12日(水) ～ 7月 5日(金)	120名	①都道府県及び市区町村の職員 ②都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の職員 (選考の基準) (1)勤務成績が優秀であり、高度な研修を受けさせるのにふさわしい者 (2)積極的な学習意欲を有する者 (3)地方税の課税徴収に関する基礎的な知識を有する者で、主として地方税の賦課・徴収事務を管理監督し、かつ、他の職員を指導する立場にある者。(現に地方公共団体における課長補佐若しくは係長又はこれらに相当する職にある職員) (4)単に受講者のみの能力向上をめざす研修ではありませぬので、研修の成果を持ち帰り、徴税体制や on-JT のあり方について積極的に改革していくリーダーとなる意欲のある者が対象です。	平成31年 4月 1日(月) ～ 4月12日(金)	本来、税務に必要な知識や技能は on-JT において学ぶべき内容ですが、税務行政をとりまく昨今の状況に鑑み、徴税組織の能力向上を目指した研修とします。 修了者については「地方税徴収事務指導者」として認定しますので、地方公共団体の徴税体制や職員の on-JT のあり方等について積極的に改革していく能力を持つリーダーを養成していきます。 研修期間内に「課題レポート」を作成することなどが修了要件です。	・推薦書(1部) ※徴収事務コースを明記 ・履歴書(1部) ・写真(3枚) 4.5cm×3.5cm 無帽、推薦受付開始日前6か月以内に撮影したものの

課程	研修期間	定員	対象	推薦受付期間	研修内容	推薦に必要な書類
専門研修 税務専門コース	[事前研修] 平成31年 3月中旬 [簿記会計学通信研修] 平成31年 4月上旬 ～ 6月中旬 [税務・会計研修] (宿泊研修) 平成31年 7月 9日(火) ～10月11日(金)	50名	①都道府県及び市区町村の職員 ②都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の職員 (選考の基準) (1)勤務成績が優秀であり、高度な研修を受けさせるにふさわしい者 (2)積極的な学習意欲を有する者 (3)入校日現在における税務事務経験年数が、大学卒業者においては4年以上(その他の者においては10年以上)の者 (4)簿記の級を持っていない者等簿記3級レベルに達していないと見込まれる者については、通信研修オリエンテーション時に事前研修を行うものとします。 (5)簿記の知識が、日本商工会議所、公益社団法人全国経理学校協会又は公益財団法人全国商業高等学校協会主催の簿記検定試験2級以上(ただし、通信研修等により簿記2級相当のレベルに達する見込みの者も含む)の者	平成31年 1月28日(月) ～ 2月 8日(金)	1 研修内容 主に税務職員に体系的な会計教育を通じて、高度な知識の習得を目的とした研修とします。 この会計コースは、税理士法に基づく指定研修(税理士法第8条第1項第10号)として位置づけられており、簿記会計学通信研修及び税務・会計研修の修了試験の成績が基準点を上回り会計コースを修了した者は必要ない税務事務経験年数を満たすと税理士試験が全て免除され、税理士となる資格が与えられます。 2 研修科目 企業会計における国際基準の動向などを踏まえ、地方公共団体の税務担当職員として必要な知識を習得するため、簿記及び会計学から税法、経営分析に至るまで幅広い内容の科目により編成します。 簿記会計学通信研修において4回の通信添削を行った後、税務・会計研修を行います。また、簿記3級レベルに達していないと見込まれる者に対して、希望により簿記会計学通信研修の前に事前研修を行います。なお、企業会計の知識を有する者は事前研修を受講する必要はありません。	<ul style="list-style-type: none"> 推薦書(1部) ※会計コースを 明記 履歴書(1部) 写真(3枚) 4.5cm×3.5cm 無帽、推薦受付 開始日前6か月 以内に撮影した もの ・簿記検定合格 証書の写し

課程	研修期間	定員	対象	推薦受付期間	研修内容	推薦に必要な書類
監査・内部統制専門研修課程	平成31年10月29日(火) ～11月22日(金)	50名	① 都道府県及び市区町村の職員 ② 都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の職員 (選考の基準) (1) 勤務成績が優秀であり、高度な研修を受けさせるにふさわしい者 (2) 積極的な学習意欲を有する者 (3) 現に地方公共団体における課長補佐、係長又はこれらに相当する職にある職員	平成31年 6月10日(月) ～ 6月21日(金)	監査や内部統制の理論と実務について必要な知識と能力を備えた職員の養成に向け、実践的で高度な研修を実施します。 この課程を修了し、演習を通じて、監査に必要な知識、技能を有すると認められる者については「自治体監査指導者」と認定します。(地方自治法施行令第174条の49の21の外部監査契約を締結できる行政実務経験者の必要総年数10年以上を受講者は5年以上に短縮する総務大臣指定研修に指定されています。) (1) e-ラーニングの事前履修 地方自治法、地方公務員法、地方税財政制度、行政法、民法 (2) 講義科目 監査事務を踏まえながら監査内部統制の理論、財務会計制度について必要な知識を修得します。 (3) 演習 実際の監査資料、決算書等を題材とした検討作業、議論などを通じて、監査等の実務に必要な実践的な能力を養成します。 ① 監査論 ② 適法性監査 ③ 一般会計等の財務指標分析 ④ 企業会計の経営指標分析	・推薦書(1部) ・履歴書(1部) ・写真(3枚) 4.5cm×3.5cm 無刺、推薦受付開始日前6か月以内に撮影したもの

- 注1 各課程とも定数の関係上、入校できない場合がありますので了承願いたいこと。
注2 推薦受付期間は自治大学校における受付期間である。平成30年度より町村における研修生の推薦に当たっては、本会にて取りまとめ、直接自治大学校に提出するため、受付期限を上記表の推薦受付期間より約1週間前とする。
注3 「第1部課程」について、特に希望する場合には町村職員も対象とする。入校希望の場合には他の課程と同様、期限までに推薦書類を提出すること。
注4 「第2部課程」「第1部・第2部特別課程」及び「税務専門課程会計コース」については、通信研修が実施されるので留意すること。
また、「税務専門課程会計コース」については、修了試験を実施する。
注5 写真は、パスポート申請用と同規格のもの3枚とし、裏面に所属団体名及び氏名を記入する。このうち1枚は、履歴書にのり付けすること。

【市町村アカデミー】

【市町村アカデミー】

イ 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）

（ア）専門実務課程（市町村の一般職の職員（中堅職員以上）を対象として、次に掲げる分野について、専門的かつ実務的な内容の研修を実施する。）

※ ①：新設科目

研修科目	研修の目的及び内容（※1）	回次	定員 (人)	研修期間 (※2)	日数	申込期間 区分（※3）	科目受講上の留意事項
管理職	管理職のためのリーダーシップ講座	2	40	① 5月14日～5月16日 ② 10月23日～10月25日	3 3	第1回 第6回	管理職職員を対象とします。
	管理職のための組織マネジメント講座	2	50	① 7月10日～7月12日 ② 11月18日～11月20日	3 3	第3回 第7回	管理職職員を対象とします。
総務	住民行政事務能力の向上	1	60	5月27日～5月31日	5	第2回	住民行政事務について、実務経験が浅く、又は各種研修会等により基礎的な知識を習得している職員を対象とします。
	住民窓口サービスの向上	1	70	6月17日～6月21日	5	第2回	住民行政事務（住民基本台帳事務、戸籍事務、印鑑登録事務等）を担当する職員のほか、市町村の窓口等で住民と接する機会のある職員（福祉関係、土木関係等の事務に従事する職員等）を対象とします。
情報	地方自治行政とリーガルマインド	1	40	9月30日～10月4日	5	第5回	法務事務を担当する職員のほか、法的紛争が生じやすい分野（建築、消防、福祉、福祉等）の事務を担当する職員及び団体の事務を担いしやすい立場の部署（総務、人事、財政、監査等）に属する職員を対象とします。
	広報・広聴の効果的実践	2	50	① 9月3日～9月13日 ② 11月5日～11月15日	11 11	第5回 第7回	
情報公開と個人情報保護	情報公開制度及び個人情報保護制度の現状、課題等に関する講義、演習等により、行政情報管理に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	1	60	8月26日～8月30日	5	第4回	
	法合業務A（基礎）	3	70	① 6月24日～6月28日 ② 8月5日～8月9日 ③ 1月20日～1月24日	5 5 5	第2回 第3回 第8回	法務事務（条例又は規則の改正事務等）について実務経験が1年未満の職員を対象とします。 【JIAM実施日程】6月10日～6月14日
法務	法合業務B（応用）	2	50	① 9月3日～9月13日 ② 11月5日～11月15日	11 11	第5回 第7回	法務事務（条例又は規則の改正事務等）について1年以上の実務経験を有する職員又は法合業務A（基礎）の修了者を対象とします。 【JIAM実施日程】10月1日～10月11日
	行政手続と行政不服審査	1	50	5月20日～5月24日	5	第2回	
人 材 育 成	健全な組織づくり（リスクマネジメント）	1	40	9月18日～9月20日	3	第5回	
	活力ある組織づくり（モチベーションの向上）	1	50	10月28日～11月1日	5	第6回	

※ 新：新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (※1)	回数 (※2)	定員 (※2)	研修期間 中級：4月～12月・20(1)日付、1月～3月・20(2)日付	日数	申込期限 区分 (※3)	科目受講上の留意事項	
新 人 事 ・ 人 才 育 成	地方公務員制度の理論と実務 地方公務員制度の概要、人事実務のポイント、多様な人材の活躍と働き方改善等に関する講義、演習等により、人事に関する事務についての実務遂行能力の向上を図ります。	1	40	10月7日 ～ 10月11日	5	第6回	人事に関する事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。	
	人事評価制度の活用 人事評価制度に関する動向、人事評価についての体系的な理解及び実践的な手法等に関する講義、演習等により、人事評価制度の適正な運用、評価結果の活用、人事評価制度の改善等についての専門的知識と実務遂行能力の向上を図ります。	1	40	7月1日 ～ 7月5日	5	第3回	人事に関する事務を担当する職員を対象とします。	
	管理職を目指すステップアップ講座	人材育成・人事管理の在り方、行政経営、リスマネジメント等に関する講義、演習等により、管理職（所長等）になった際に求められる能力の醸成を図ります。	2	40 ① 40 ②	7月29日 ～ 8月2日 10月7日 ～ 10月11日	5 5	第3回 第6回	今後、管理職（所長等）として活躍が期待される課長補佐等の職員を対象とします。
		職場のリーダー養成講座 行政経営、交渉力の向上等に関する講義、演習等により、職場のリーダーに求められる能力の醸成を図ります。	1	60	11月25日 ～ 11月29日	5	第7回	今後、係長等として活躍が期待される中堅職員を対象とします。
	職員研修の企画と実施 人材育成、各分野の研修を企画する際のポイント、研修技法等に関する講義、演習等により、研修に必要となる専門的知識の習得と実務能力の向上を図ります。	1	40	2月12日 ～ 2月20日	9	第9回	職員の研修に関する事務を担当する職員を対象とします。	
	研修講師養成講座（地方自治制度） 地方自治制度の要点及び研修技法についての講義又は実習、研修生自身による模擬講義等により、市町村において地方公務員制度に関する研修を行うことのできる講師の養成を目指します。	1	40	2月25日 ～ 3月4日	9	第9回	この科目を修了し、講師として必要な知識及び技能を有すると認められた場合には、「市町村職員研修講師」として認定されます。	
	研修講師養成講座（地方公務員制度） 地方公務員制度の要点及び研修技法についての講義又は実習、研修生自身を行うことのできる講師の養成を目指します。	1	40	5月27日 ～ 6月4日	9	第1回	同上	
	政策企画 政策形成に必要な情報の収集・分析方法、地方財政、政策評価等に関する講義、演習等により、社会経済情勢の変化に的確に対処するための政策の企画立案等に関する能力の向上を図ります。	1	50	1月28日 ～ 2月5日	9	第8回		
	長期ビジョンの策定方法と実践 将来の人口推計、地方財政の長期的な展望等を踏まえながら20年以上先を有視した長期ビジョンを策定することの必要性及びその手法に関する講義、演習等により、長期ビジョンに基づき地域の特性に即した施策づくりを実現する能力の向上を図ります。	1	30	12月2日 ～ 12月6日	5	第7回		
	ICTによる情報政策 <地方公共団体情報システム機構と共催>	ICT等の利活用による最新の動向、情報政策の企画立案、行政サービスの充実等に関する講義、演習等により、情報政策の効率的かつ円滑な推進に必要な専門的知識と実務遂行能力の向上を図ります。	1	50	8月26日 ～ 8月30日	5	第4回	情報政策に関する事務を担当する職員を対象とします。
自治体財政運営講座 <地方公共団体関係者システム機構と共催>	地方財政をめぐめる最新の動向と課題、地方交付税及び地方債の現状と改革の動向、地方財政改正の動向、公営企業の諸課題等に関する講義、演習等により、地方財政に関する専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	1	80	8月21日 ～ 8月29日	9	第4回	財政に関する事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。	
財務・経務	地方公営会計制度 <財務省と共催>	1	50	7月22日 ～ 7月26日	5	第3回	地方公営会計制度に関する事務について実務経験が1年以上の職員を対象とします。なお、定年を迎える申込みが完了した黒金の繰越決定に当たっては、経験年数の短い職員を優先します。	
資金調達・運用戦略の基本 <地方公共団体金融機構と共催>	地方債の金利、借入れ、償還その他の地方債に係る制度及び資金運用に関する講義、演習等により、資金調達に係る多様な手段のつちがらの最適な選択及び資金運用についての専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	1	40	7月10日 ～ 7月12日	3	第3回	資金調達は資金運用を担当する職員を対象とします。	
住民相談業務 <JAM/IT連携科目>	所得課税の理論、地方税法（総則及び住民税）、個人住民税の総論講義、税に関する情報の開示とプライバシーの保護等に関する講義、演習等により、住民相談業務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	3	100 ① 100 ② 100 ③	9月3日 ～ 9月13日 9月24日 ～ 10月4日 11月5日 ～ 11月15日	11 11 11	第5回 第5回 第7回	住民相談業務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 【JAM/実施日程】7月16日～7月26日】	

※ 新：新設科目

研修科目	研修の目標及び内容（※1）	回数 （※2）	研修期間 （※3）	日数	申込期限 区分（※3）	科目受講上の留意事項
財政・税務	固定資産税課税事務（土地） ＜JAMH推進実務科目＞	1	5月27日～6月4日	9	第2回	固定資産税課税事務（土地）について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 【JAM実施日程】6月18日～6月26日
	固定資産税課税事務（家屋） ＜JAMH推進実務科目＞	1	6月10日～6月20日	11	第2回	固定資産税課税事務（家屋）について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 【JAM実施日程】8月20日～8月30日
	市町村税徴収事務	3	① 7月22日～8月1日 ② 9月24日～10月4日 ③ 11月25日～12月5日	11 11 11	第3回 第5回 第7回	市町村税徴収事務について1年以上の実務経験を有する職員を対象とします。 【JAM実施日程】6月18日～6月28日
	使用料等の債権回収	1	6月3日～6月7日	5	第2回	【JAM実施日程】10月7日～10月11日
	契約業務	1	6月17日～6月21日	5	第2回	
	上下水道事業の経営管理	1	10月28日～11月1日	5	第6回	
	上下水道事業の経営管理	1	6月10日～6月12日	3	第2回	
	地方公営企業の経営戦略 ＜業務会共催＞	1	6月24日～6月28日	5	第3回	
	公共施設の総合管理	2	① 6月24日～6月28日 ② 11月25日～11月29日	5 5	第7回	
	介護施策の在り方	1	1月28日～2月5日	9	第8回	
福祉	地域保健と住民の健康増進	1	2月12日～2月20日	9	第9回	
	障がい者福祉施策	1	2月25日～3月4日	9	第9回	
	生活保護と自立支援対策	2	① 8月5日～8月9日 ② 10月28日～11月1日	5 5	第4回 第6回	
	子育て支援の在り方	1	6月10日～6月14日	5	第2回	
	児童虐待防止対策	1	7月1日～7月5日	5	第3回	
	生涯学習の推進	1	6月10日～6月14日	5	第2回	
	生涯学習の推進	1	7月1日～7月5日	5	第3回	
	生涯学習の推進	1	8月1日～8月5日	5	第4回	
	生涯学習の推進	1	9月1日～9月5日	5	第5回	
	生涯学習の推進	1	10月1日～10月5日	5	第6回	

※ 新：新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (※1)	回数 (※2)	定員 (※2)	研修期間 日程：4月～12月・2019年、1月～2020年	日数	申込期限 区分 (※3)	科目受講上の留意事項
地域づくり	住民協働による地域づくり	1	80	6月24日～6月28日	5	第3回	
	フリードワークで学び能力あるまちづくり	1	50	7月22日～8月1日	11	第3回	
	既存の資源等を活用した地域の再生	1	40	8月19日～8月23日	5	第4回	
	農山漁村地域の活カの創造	1	50	6月10日～6月14日	5	第2回	
	全県地域づくり人材塾 ＜研修者ご共催＞	1	80	9月18日～9月20日	3	第5回	地域づくりに取り組む市町村職員及びNPO関係者等で、研修の全日程受講できる方を対象とします。
地域おこし協力隊員及び集落支援員による集落対策者研修会 ＜研修者ご共催＞	1	150	5月22日～5月24日	3	第2回	地域おこし協力隊員及び集落支援員を对象とします。	
地域運営組織の形成と運営 ＜研修者ご共催＞	1	30	10月23日～10月25日	3	第6回	市町村職員のほか、地域運営組織に属する方又はこれから地域運営組織を形成しようとしている地域住民の方であって、かつ、市町村から推薦を受けた方を対象とします。 ※ 「地域運営組織」とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって地域課題の解決に向けた取組を積極的に実践する組織をいいます。	
経済・観光・交通	地域ビジネスによる地域経済の活性化	1	40	10月7日～10月11日	5	第6回	地域ビジネスを産業政策として活用することに関する事務を担当する職員にお勧めします。
環境	中小企業に対する支援 ＜研修者ご共催＞	1	40	5月20日～5月24日	5	第2回	中小企業（製造業、小売業、サービス業等）の支援に際する事務の経験が深い職員を对象とします。
	観光振興の実践	1	60	1月20日～1月24日	5	第8回	
	公共交通とまちづくり ＜研修者ご共催＞	1	40	10月7日～10月11日	5	第6回	
環境保全の推進	水・大気、自然等の環境保全、気候変動対策、気候変動適応等に関する講義、実践等により、環境保全についての専門知識の習得と業務遂行能力の向上を図ります。	1	50	12月2日～12月6日	5	第7回	

※ **新**：新設科目

研修科目	研修の目標及び内容 (※1)	回数	定員 (※2)	研修期間	日数	申込期限区分 (※3)	科目受講上の留意事項
環境	研修科目の形成、様々な環境物の処理及びリサイクル等に関する講義、資源物の処理及びリサイクルについての専門知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	1	50	7月1日～7月5日	5	第3回	
教育・文化	教育施設を核とした地域づくり、コミュニティスクール等に関する講義、演習等により、教育施設を核とした地域づくりについて学びます。	1	50	8月5日～8月9日	5	第4回	新委員会委員の職員のほか、地域振興、まちづくり、社会福祉等に関する事務を担当する自長事務部局の職員を対象とします。
スポーツ	スポーツ行政における市町村の役割、スポーツを通じた地域活性化等に關する講義、演習等により、スポーツを活用したまちづくりについて学びます。	1	40	8月26日～8月30日	5	第4回	スポーツに関する事務を担当する職員のほか、地域振興、まちづくり、正副等に関する事務を担当する職員を対象とします。
文化芸術	文化芸術活動のまちづくりにおける意義、文化施設の活用方法、人材活用等に關する講義、演習等により、文化芸術を活用しながら地域社会の活力の向上を図ります。	1	40	1月20日～1月24日	5	第5回	文化振興に關する事務を担当する職員のほか、地域振興、まちづくり、正副等に関する事務を担当する職員を対象とします。
危機管理・防災	風水害、地震等に備えた地域防災力の強化、災害発生体制の整備、タイムライン、災害復旧計画、災害復旧の処理等に関する講義、演習等により、災害に際した危機管理に關する専門的知識の習得と災害対応力の向上を図ります。	2	70 70	① 5月8日～5月16日 ② 1月28日～2月5日	9 9	第1回 第8回	
選挙事務	選挙制度をめぐる諸問題、選挙執行の実務、政治活動と選挙運動等に關する講義、演習等により、選挙事務に必要な専門知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	1	70	2月12日～2月20日	9	第9回	【JAM実施日程】11月5日～11月13日
監査事務	監査制度の現状と課題、監査基準、公益企業会計基準に基づく監査、財政援助団体等の監査、住民監査請求及び住民訴訟等に関する講義、演習等により、監査事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	2	60 60	① 5月8日～5月16日 ② 2月25日～3月4日	9 9	第1回 第9回	
議会事務	地方議会改革、本会議及び委員会等の運営における事務のポイント、議会広報等に関する講義、演習等により、議会事務に必要な専門的知識の習得と実務遂行能力の向上を図ります。	2	70 70	① 4月22日～4月26日 ② 8月19日～8月23日	5 5	第1回 第4回	議会事務部の職員を対象とします。

※1 研修の内容については、当該科目に係る状況の変化等に対応するため、一部変更する場合があります。

※2 定員を超える申込みがあった場合には、同一団体からの受講者の数を制限すること等があります。

※3 申込期限は9回に分かれています。「2019年度研修計画」30ページに記載のとおりです。

(イ) 特別課程（市町村長、市町村議会議員、監査委員等を対象として、今後の市町村運営に役立つ研修を実施する。）

〔中町村アカデミー〕

研修科目	研修の目標及び内容（※1）	回数	定員 （人） （※2）	研修期間 （※3） （※4）	日数	申込期限 区分	科目受講上の留意事項
市町村長	市町村長特別セミナー ＜（注）は一般・加齢郡部と共通＞	3	80	① 4月18日～4月19日	2	第1回	市町村長（副市町村長を含む。）を対象とします。秘書課等を通じて「特別課程受講申込書（様式2）」により、申し込んでください。
			80	② 7月18日～7月19日	2	第3回	
			80	③ 11月21日～11月22日	2	第7回	
市町村議会議員	市町村議会特別セミナー～地域経済～ ＜研修者と共通＞	1	80	1月9日～1月10日	2	第8回	同上
			120	① 10月17日～10月18日	2	第6回	議会事務局を通じて「特別課程受講申込書（様式2）」により、申し込んでください。
市町村議会議員	市町村議会特別セミナー	2	120	② 1月16日～1月17日	2	第5回	なお、1回体からの申込人数は、原則として9人以下でお願いします。
			50	① 5月8日～5月10日	3	第1回	議会事務局を通じて「特別課程受講申込書（様式2）」により、申し込んでください。
監査委員	監査委員特別セミナー	1	50	② 8月7日～8月9日	3	第4回	なお、1回体からの申込人数は、原則として5人以下でお願いします。
			100	4月15日～4月16日	2	第1回	監査（委員）事務局を通じて「特別課程受講申込書（様式2）」により、申し込んでください。
監査委員	監査委員特別講座	1	50	11月18日～11月20日	3	第7回	同上
			30	① 4月18日～4月19日	2	第1回	管理職職員（副課長級）を対象とします。
管理職	管理職特別セミナー ＜市町村特別セミナーに参加＞	3	30	② 7月18日～7月19日	2	第3回	「研修受講申込書（様式1）」により、申し込んでください。
			30	③ 11月21日～11月22日	2	第7回	
			30	1月9日～1月10日	2	第8回	同上

※1 研修の内容については、当該科目に係る状況等に対応するため、一部変更する場合があります。

※2 申込人数が定員に達したときは、申込期限前で受講を締め切る場合があります。ただし、管理職特別セミナーについては、専門実務課程の例（前ページの欄外※2参照）によります。

※3 申込期限は9回に分かれています。「2019年度研修計画」30ページに記載のとおりです。

(ウ) 巡回アカデミー

研修科目	研修の目標及び内容	回数	定員 （人）	研修期間	日数	申込期限 区分	科目受講上の留意事項
巡回アカデミー	市町村アカデミーで研修を受講することが困難な地域の市町村職員等を対象として、1年度研修課題（都道府県市町村協議会、都道府県等が設置する市町村議員の研修を行う機関）と連携の上、当該広域研修機関が所在する地域において、専門実務課程の研修を3日間程度に凝縮したかたの研修を実施します。	2	50 50	未定	3日 研修	未定	科目受講上の留意事項

【国際文化アカデミー】

ウ 全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）

（ア）研修体系

海外研修	<p>海外の自治制度や、まちづくりの手法、あるいは海外戦略の展開手法を学び、グローバルな視点から地域の課題に向き合い、施策を立案できる能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。</p>
国際文化研修	<p>多様な文化や価値観への理解を深めるとともに、経済活動等のグローバル化を地域の活力へとつなげる施策の企画立案能力、実践的な業務遂行能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外戦略等 ○多文化共生・ダイバーシティ ○消防職員向け研修 ○海外の地方自治体等職員向け研修
技公法共研修策	<p>個別分野を超えて全ての公共政策に共通する政策過程（プロセス）に着目し、企画立案、実施、評価等の意義や相互のつながり、各手法について学び、政策形成能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。</p>
政策・実務研修	<p>特定の政策課題を解決するための企画立案能力や実践的な業務遂行能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織変革・職場の活性化 ○災害対応・危機管理 ○人材育成・人事 ○行政経営・公営企業 ○法務・選挙・監査 ○税務等 ○財政・財務 ○企画・まちづくり ○産業振興 ○福祉
幹部職員等研修	<p>市町村の部課長及び中堅幹部職員等を対象として、自治体経営や組織運営に関する最新動向や課題を取り上げ、実践的なマネジメント能力の向上を図ることを目的とした研修を実施する。</p>
首長・議員等研修	<p>市町村長、市町村議会議員等を対象として、今後の市町村運営に役立つ研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村長特別セミナー『地域経営塾』 ○トップマネジメントセミナー ○議員特別セミナー ○議員研修 ○議会事務局職員研修

(イ) 研修の概要

【国際文化アカデミー】

a 海外研修

研修名	研修の目標及び内容(予定)	研修期間(予定)	予定人数
<p>グローバルな視点で地域経営を学ぶ～多様な主体を活かす～(国内+海外)</p>	<p>4日間の国内研修において、事前学習を行った後、アメリカに赴き、同行する専門家の指導を受けながら、自治体経営、都市計画、交通、環境、観光等において特徴ある取組が行われている現地の行政機関や関係団体等を訪問し、実地調査や意見交換を行います。</p> <p>視察先としては、ポートランド及びポートランド近郊の都市を予定しています。</p> <p>(研修のねらい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■行政、NPO、大学等、多様な主体によって行われているアメリカのまちづくりの取組について学ぶとともに、アメリカにおける行政の役割、地域経営手法について考える。 ■アメリカの事例を通して、多面的にまちづくり施策を企画立案できる能力の向上を図る。 <p>(国内研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルな視点で地域経営を学ぶ ・アメリカの地方自治とNPO ・アメリカの社会 ・海外研修事前調査 など <p>(海外研修)</p> <p>アメリカ合衆国(オレゴン州ポートランド及び近郊都市を予定)</p> <p>※平成30年度:ポートランド市、バンド市、セーラム市</p> <p>視察先の例:ポートランド市役所(都市計画)、バンド市観光局・市議会、ポートランド州立大学(人材育成)、オレゴン州庁舎他</p>	<p>8月20日(火)～9月2日(月)</p> <p>【国内4日間、海外10日間】</p> <p><14日間></p>	<p>20</p>
<p>持続可能なまちづくり(国内+海外)【改訂】</p> <p>(旧:人口減少時代における自治体政策～働き方・福祉を中心に～(国内+海外))</p>	<p>4日間の国内研修において、事前学習を行った後、ヨーロッパに赴き、同行する専門家の指導を受けながら、持続可能なまちづくりを目指して、特徴ある取組が行われている現地の行政機関や関係団体等を訪問し、実地調査や意見交換を行います。</p> <p>(研修のねらい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ヨーロッパの各都市で行われている環境、交通、都市計画、観光、文化等の施策や取組の動向、考え方について理解を深める。 ■ヨーロッパの事例を通して、多面的にまちづくり施策を企画立案できる能力の向上を図る。 <p>(国内研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能なまちづくり ・訪問国の政治・経済・社会 ・海外訪問地の事前調査の進め方 ・訪問国のまちづくり ・訪問国の働き方・福祉政策 ・海外研修事前調査 など <p>(海外研修)</p> <p>ヨーロッパ(2～3都市程度を予定)</p> <p>※平成30年度:</p> <p>視察先の例:</p> <p>オランダ:アムステルダム(福祉、認知症ケア、働き方等)</p> <p>ドイツ:デュッセルドルフ(福祉)、エルフルト(地域コミュニティ)、ライプツィヒ(働き方、福祉等)、ドレスデン(移民政策)他</p>	<p>9月10日(火)～9月23日(月)</p> <p>【国内4日間、海外10日間】</p> <p><14日間></p>	<p>20</p>
<p>自治体の海外戦略～活力あるアジアとの地域間交流促進～(国内+海外)【統合】</p> <p>(旧:自治体の海外戦略～活力あるアジアとの交流～(国内+海外))</p> <p>(旧:地域間交流促進プログラム)</p>	<p>3日間の国内研修において、事前学習を行った後、アジアの主要都市に赴き、同行する専門家の指導を受けながら、現地の行政機関や関係団体、文化交流団体等の取組について実地調査や意見交換を行います。</p> <p>(研修のねらい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■現地の人々との意見交換等を通じて、日本と訪問国との政治・経済・文化交流等における現状と課題について理解を深め、今後の地域間交流促進の契機とするとともに国際感覚の養成を図る。 ■アジア諸国との文化交流、経済交流の状況を踏まえ、所属団体の地域経済活性化につながる政策の立案と実行ができる能力の向上を図る。 <p>(国内研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問国の政治、行政、経済事情 ・訪問国の文化、生活 ・訪問国との文化交流、経済交流の状況 ・海外研修事前調査 など <p>(海外研修)</p> <p>シンガポールなど東南アジアの2～3都市程度(調整中)</p> <p>※平成30年度:ベトナム(ハノイ、ホーチミン、ハナム省)</p> <p>視察先の例:JICA、JETRO、ドンバンIII工業団地、ホンバン国際大学他</p> <p>※自治体国際化協会(CLAIR)との共催を予定しております。</p>	<p>8月28日(水)～9月7日(土)</p> <p>【国内3日間、海外8日間】</p> <p><11日間></p>	<p>20</p>

申込期限:年間派遣計画書(様式2)を提出いただいた団体に別途ご案内します。

申込みにあたって提出する様式等:○年間派遣計画書(様式2)【提出期限:2019年2月12日(火)】

○研修受講申込書(様式3)【申込期限については、別途ご案内します。】

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の順に並べています。

区分	研修名	研修の目標及び内容(予定)	研修期間(予定)		予定人数	備 考
			(概略: 4月～12月、2019年、1月～3月、2020年)			
b	国際文化研修	世界の多くの地域では、1980年代から文化芸術の創造性を生かした地域の活性化が行われてきています。これに加えても地域の活性化や文化・芸術・現代生活の活性化の活性化の促進を促す活動として注目されています。アート(文化芸術)を活用した産業振興、観光振興等、地域振興を行うための戦略、手法などについて、自治体等の実践事例を通して学びます。	6月24日(月) - 6月26日(水)	3日間	30	
			7月10日(水) - 7月12日(金)	3日間	30	
海外研修等	インパワードによる地域経済の活性化	世界の多くの地域では、1980年代から文化芸術の創造性を生かした地域の活性化が行われてきています。これに加えても地域の活性化や文化・芸術・現代生活の活性化の活性化の促進を促す活動として注目されています。アート(文化芸術)を活用した産業振興、観光振興等、地域振興を行うための戦略、手法などについて、自治体等の実践事例を通して学びます。	8月5日(月) - 8月6日(火)	2日間	30	
			10月16日(水) - 10月18日(金)	3日間	30	
海外研修等	SDGsによる地域づくり(取組) (注: 持続可能な地域づくり～SDGsによる政策展開～)	世界の多くの地域では、1980年代から文化芸術の創造性を生かした地域の活性化が行われてきています。これに加えても地域の活性化や文化・芸術・現代生活の活性化の活性化の促進を促す活動として注目されています。アート(文化芸術)を活用した産業振興、観光振興等、地域振興を行うための戦略、手法などについて、自治体等の実践事例を通して学びます。	11月13日(水) - 11月15日(金)	3日間	30	
			1月15日(水) - 1月17日(金)	3日間	30	
自治体外国人関係の美観	自治体外国人関係の美観 ～第一歩を踏み出すために～	自治体外国人関係の美観 ～第一歩を踏み出すために～	6月10日(月) - 6月12日(水)	3日間	30	
			7月17日(水) - 7月19日(金)	3日間	40	・自治体外国人関係(CLAIR)との連携を予定しており、研修費及び交通費の一部が自治体から補助金として充当される予定です。 ・「多文化共生のまちづくり」の認定については、自治体外国人関係(CLAIR)が定める要件を満たす場合、「多文化共生まちづくり」(TEL03-5213-11725)までお問い合わせください。 なお、自治体関係への取組については、平成28年度から研修費のみとまっておりますので、予めご了承ください。 ・「多文化共生のまちづくり」修了者は、別途自治体外国人関係(CLAIR)が定める要件を満たす場合、「多文化共生まちづくり」(TEL03-5213-11725)までお問い合わせください。
多文化共生・ダイバーシティ	多文化共生のまちづくり (インターンバル研修)	自治体外国人関係の美観 ～第一歩を踏み出すために～	6月10日(月) - 6月12日(水)	3日間	30	
			7月17日(水) - 7月19日(金)	3日間	40	・自治体外国人関係(CLAIR)との連携を予定しており、研修費及び交通費の一部が自治体から補助金として充当される予定です。 ・「多文化共生のまちづくり」の認定については、自治体外国人関係(CLAIR)が定める要件を満たす場合、「多文化共生まちづくり」(TEL03-5213-11725)までお問い合わせください。 なお、自治体関係への取組については、平成28年度から研修費のみとまっておりますので、予めご了承ください。 ・「多文化共生のまちづくり」修了者は、別途自治体外国人関係(CLAIR)が定める要件を満たす場合、「多文化共生まちづくり」(TEL03-5213-11725)までお問い合わせください。

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開催日の順に記入しています。

C 公共政策技法研修

区分	研修名	研修の目的及び内容(予定)	研修期間(予定)		予定人数	備考
			(例) 4月~12月: 2019年、1月~3月: 2020年)			
公共政策技法研修	行政評価を核とするマネジメント ～予算・決算、総合計画への活用～	自治体においては、各施策や事業がその目的の達成にどの程度効果があったのか、早退しの必要性や優先順位はどうか、などを検証し、行政評価を行っていくことが必要です。その有効な方法として行政評価を核とするマネジメントがあります。この研修では、事務事業評価及び施設評価を取り上げ、評価項目や評価の取組、評価方法、評価手法、評価手法の活用、評価手法の活用等について学びます。	5月29日(水) - 5月31日(金)	3日間	30	
	提案を輩出するための技法	担当者が事業などの企画案を提案する機会や関係者との合意形成を進める場合において、相手を納得させる効果的な説明の技法について学びます。研修では、提案のめらいや内容を相手に理解させるための構造的な説明や設定問題、わかりやすい説明資料の作成などについて講義と演習により学びます。	6月5日(水) - 6月7日(金)	3日間	30	
	自治体職員のためのマーケティングの 基本	自治体においては、地域住民や企業、地域の個人や企業等の団体やニーズを把握し、効果的にリーディングの立案、提案を行っていくことが重要です。この研修では、講義に加え導入事例から、マーケティングの基礎的な知識や手法、施設立案・家園に活用する際のポイント等を習得し、マーケティングを取り入れた施策の立案・実施ができるようになることを目指します。	11月6日(水) - 11月8日(金)	3日間	30	
	自治体職員のためのデータ分析の基本 ～分析から政策展開へ～	自治体職員が所属の現状を知り、未来を予測し、適切に施策を立案していくためには、統計的な調査を講じ、注視点、統計を動かすことができるようになることが必要です。この研修では、分析に必要なデータ収集方法と注視点、統計を動かす際のポイント、施策への展開法等、データ分析の基本を学び、分析結果を施策立案に生かすことができるようになることを目指します。	2月5日(水) - 2月7日(金)	3日間	30	

※ 上記については、都合により変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※研修の区分ごとに開始日の早い順に並べています。

d 政策・実務研修

区分	研修名	研修の目標及び内容(予定)	研修期間(予定)		予定人数	備 考
			(年組、4月～7月、2019年、1月～3月、2020年)			
組織運営・調整の窓口担当者	職員のチームアップ	グローバル化や情報技術等の発達により劇々と変化する社会情勢下において、これまで以上の成果を挙げ、さらなる発展を期すべく、職員のメンバーが協力して課題に取り組む、チーム力を高め、「強い組織」を作る必要がある。この研修では、チームビルディングの参加型体験学習により、職員のチームワークを高めるために重要な組織文化の基盤を築く手法や工夫について学び、組織づくりについて考える。	5月9日(水) - 5月10日(金)	2日間	30	
	これからの自治体業務改革 ～制度の創出と推進事例～	平成30年に「自治体業務2040構想研究会」の第一報、第二報告が発表より発表されているところですが、地方自治体においては、今後、本格的な人口減少の高齢化を迎える中、住民の暮らしを守り、地域振興を支えるために行政上の諸課題に前向きに対応し、持続可能な形で高い行政サービスを提供するこの研修では、これまででの取り組みとらわかし、新しい仕組み、技術等を活用し、業務改革に取り組む地方自治体の業務の進捗事例等から、それぞれの自治体の実情に応じた業務改革について考えます。	10月28日(月) - 10月30日(水)	3日間	30	
災害復興	防災意識の向上	平成30年度「自治体防災強化計画」の第一報、第二報告が発表より発表されているところですが、地方自治体においては、今後、本格的な人口減少の高齢化を迎える中、住民の暮らしを守り、地域振興を支えるために行政上の諸課題に前向きに対応し、持続可能な形で高い行政サービスを提供するこの研修では、これまででの取り組みとらわかし、新しい仕組み、技術等を活用し、業務改革に取り組む地方自治体の業務の進捗事例等から、それぞれの自治体の実情に応じた業務改革について考えます。	5月15日(水) - 5月31日(金)	17日間	30	年間定額制計画書の提出が必要です。
	災害発生後の自治体業務	平成30年度「自治体防災強化計画」の第一報、第二報告が発表より発表されているところですが、地方自治体においては、今後、本格的な人口減少の高齢化を迎える中、住民の暮らしを守り、地域振興を支えるために行政上の諸課題に前向きに対応し、持続可能な形で高い行政サービスを提供するこの研修では、これまででの取り組みとらわかし、新しい仕組み、技術等を活用し、業務改革に取り組む地方自治体の業務の進捗事例等から、それぞれの自治体の実情に応じた業務改革について考えます。	5月21日(火) - 5月23日(木)	3日間	40	
国際文化	国際文化研修	(1) 国際文化研修の「実践的知識」を身につける。 (2) 国際文化研修の「多文化共生・ダイバーシティ」区分をご覧ください。	10月23日(水) - 10月25日(金)	3日間	70	自治体国際化協会 (CLAIR) との共催を予定しています。
	国際文化研修	国際文化研修の「実践的知識」を身につける。 (2) 国際文化研修の「多文化共生・ダイバーシティ」区分をご覧ください。	11月20日(水) - 11月22日(金)	3日間	30	
組織運営	災害発生後の自治体業務	災害発生後の自治体業務の進捗事例等から、それぞれの自治体の実情に応じた業務改革について考えます。	1月29日(水) - 1月31日(金)	3日間	40	
	災害発生後の自治体業務	災害発生後の自治体業務の進捗事例等から、それぞれの自治体の実情に応じた業務改革について考えます。	3月2日(月) - 3月4日(水)	3日間	50	
政策	政策を実現するための方法	(3) 公共政策法研修をご覧ください。	6月5日(水) - 6月7日(金)	3日間	30	
	働き方改革	働き方改革の進捗事例等から、それぞれの自治体の実情に応じた業務改革について考えます。	7月1日(月) - 7月3日(水)	3日間	40	
人材育成	人事評価制度とその運用の実践	人事評価制度の進捗事例等から、それぞれの自治体の実情に応じた業務改革について考えます。	8月5日(月) - 8月9日(金)	5日間	30	
	ダイバーシティ時代の組織運営	ダイバーシティ時代の組織運営の進捗事例等から、それぞれの自治体の実情に応じた業務改革について考えます。	9月4日(水) - 9月6日(金)	3日間	30	
人事	ダイバーシティ時代の組織運営	ダイバーシティ時代の組織運営の進捗事例等から、それぞれの自治体の実情に応じた業務改革について考えます。	9月24日(火) - 9月26日(木)	3日間	30	
	民間企業に学ぶ人材確保・人材育成	民間企業に学ぶ人材確保・人材育成の進捗事例等から、それぞれの自治体の実情に応じた業務改革について考えます。	10月17日(水) - 10月18日(金)	2日間	30	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開始日の早い順に順べられています。

区分	研修名	研修の目標及び内容(予定)	研修期間(予定) (※概、4月～2月:2019年、1月～3月:2020年)	予定人数	備考
企業・まちづくり	地域おこし協力隊員及び事務支援員の初任者対象とした研修会	地域おこし協力隊員及び事務支援員が、地域おこし協力隊員としての役割を担うための知識を身に付け、業務能力の向上を図ります。	4月15日(月) - 4月17日(水) 3日間	150	総務省との共催を予定しています。
	全県地場づくり人材塾	地場活性化に必要となる人材を育成し、地場づくりの推進を図ります。	5月8日(水) - 5月10日(金) 3日間	50	総務省との共催を予定しています。
	市町村の森林政策【新編】	市町村の森林政策に関する知識を向上させ、森林の持続可能な管理を実現します。	5月28日(水) - 5月31日(金) 3日間	40	
	人口減少時代のコンパクトなまちづくり【新編】	人口減少による急速な人口減少と高齢化の進行中、大学を取り巻く環境は大きく変化しており、特に若年層の減少が顕著です。この変化に対応し、地域の活性化を図ります。	5月13日(月) - 5月15日(水) 3日間	30	
	多文化共生の地場づくりコース	多文化共生の地場づくりに関する知識を向上させ、多文化共生のまちづくりを実現します。	7月10日(水) - 7月12日(金) 3日間	30	
	農林業と自治体の関係	農林業と自治体の関係に関する知識を向上させ、農林業の振興を図ります。	8月26日(月) - 8月30日(金) 5日間	30	自治体臨調化協会(CLAIF)との共催を予定しています。
	農林業と自治体の関係	農林業と自治体の関係に関する知識を向上させ、農林業の振興を図ります。	2月3日(月) - 2月7日(金) 5日間	30	
	農林業と自治体の関係	農林業と自治体の関係に関する知識を向上させ、農林業の振興を図ります。	8月28日(水) - 8月30日(金) 3日間	30	
	農林業と自治体の関係	農林業と自治体の関係に関する知識を向上させ、農林業の振興を図ります。	9月30日(月) - 10月2日(水) 3日間	30	
	農林業と自治体の関係	農林業と自治体の関係に関する知識を向上させ、農林業の振興を図ります。	9月30日(月) - 10月4日(金) 5日間	40	
自治体職員のための研修	自治体職員のための研修会	自治体職員としての役割を担うための知識を身に付け、業務能力の向上を図ります。	10月16日(水) - 10月18日(金) 3日間	30	
	自治体職員のための研修会	自治体職員としての役割を担うための知識を身に付け、業務能力の向上を図ります。	11月6日(水) - 11月8日(金) 3日間	30	
	自治体職員のための研修会	自治体職員としての役割を担うための知識を身に付け、業務能力の向上を図ります。	11月21日(水) - 11月22日(金) 2日間	40	総務省、内閣府、農林水産省、国土交通省との共催を予定しています。
	自治体職員のための研修会	自治体職員としての役割を担うための知識を身に付け、業務能力の向上を図ります。	12月2日(月) - 12月4日(水) 3日間	30	
	自治体職員のための研修会	自治体職員としての役割を担うための知識を身に付け、業務能力の向上を図ります。	2月3日(月) - 2月4日(火) 2日間	60	総務省との共催を予定しています。
	自治体職員のための研修会	自治体職員としての役割を担うための知識を身に付け、業務能力の向上を図ります。	2月5日(水) - 2月7日(金) 3日間	30	
	自治体職員のための研修会	自治体職員としての役割を担うための知識を身に付け、業務能力の向上を図ります。	2月12日(水) - 2月14日(金) 3日間	30	
	自治体職員のための研修会	自治体職員としての役割を担うための知識を身に付け、業務能力の向上を図ります。	2月12日(水) - 2月14日(金) 3日間	30	
	自治体職員のための研修会	自治体職員としての役割を担うための知識を身に付け、業務能力の向上を図ります。	2月26日(水) - 2月28日(金) 3日間	30	
	自治体職員のための研修会	自治体職員としての役割を担うための知識を身に付け、業務能力の向上を図ります。	2月26日(水) - 2月28日(金) 3日間	30	

【国際文化アカデミー】

※研修の区分ごとに開催日の早い順に並べています。

e 幹部職員等研修

区分	研修名	研修の目標及び内容(予定)	研修期間(予定)		予定人数	備 考
			(年報: 4月~12月・2019年、1月~3月・2020年)			
幹部職員等研修	女性リーダーのためのマネジメント研修 【実践回第2回】	女性職員が組織のリーダーとして、より意欲的に職務に取り組み、かつ業務の原動力を挙げていくために、自己成長の機会を捉え、主体的に学習し、実践する中で、課題を乗り越え、リーダーとしての能力や課題等について、全場から集まる受講者同士で議論していただきます。	第1回	7月8日(月) - 7月12日(金) 5日間	50	
			第2回	11月25日(月) - 11月29日(金) 5日間	50	
幹部職員等研修	世界情勢からがまちの未来をつくる ~トップマネジャーの方のために~	(2) 国際文化研修の「海外転移等」区分をご覧ください。		8月5日(月) - 8月6日(火) 2日間	30	
				10月9日(水) - 10月11日(金) 3日間	30	
幹部職員等研修	シニアマネジャー研修 ~ダイバーシティの視点から~	主として、中堅職員(部長級~課長級)を対象とします。中堅職員の成長を促し、業務の推進、業務が定まることにより、まちの発展に貢献することを目指します。		11月13日(水) - 11月15日(金) 3日間	30	
			主として、シニアマネジャー(課長級~部長級)を対象とします。自治体の幹部職員が、住民の期待に応え、効率的な業務遂行、市民で信頼を築いていくために、各様な多様な視点から、多岐にわたる課題を捉え、部下の指導、リスクマネジメント等について学び、マネジメント能力の向上を図ります。			

※ 上記については、都合により変更となる場合がございます。



沖縄県離島振興協議会が行った要請は、次のとおりです。

離島振興に関する要望について

沖縄の離島振興につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県内離島においては、これまで沖縄振興交付金をはじめとした沖縄振興予算や税制上の特例措置により、離島住民の交通・生活コストの低減や観光リゾート産業の振興が図られるなど、県内離島の産業の振興及び住民生活の安定向上に大きく寄与しております。

しかしながら、離島の多くは人口規模や経済規模が小さいほか、生活・産業活動の条件が厳しく、沖縄本島及び本土と比較して生活環境及び産業基盤の整備等が低位にある状況は残念ながら改善しておりません。

つきましては、沖縄県内離島の更なる振興発展を図るため別記のとおり要請いたしますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 離島医療の充実強化について
- 2 医師確保対策について
- 3 離島航空路線の運賃の低減方並びに『離島空路整備法（仮称）』の制定について
- 4 台風災害による支援について
- 5 自動車リサイクル法における離島対策について
- 6 海洋漂着ゴミ処理対策について
- 7 特定町村（人材確保支援計画の対象となる町村）の地域保健活動を推進する人材確保・資質向上等について
- 8 港湾等の整備促進について
- 9 情報通信の格差是正について
- 10 粟国～那覇間の航空路線の運航再開について
- 11 離島への送電海底ケーブル取替・新設工事に係る支援について

○要請先 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）宮腰 光寛

○要請年月日 平成30年11月15日

○要請者 沖縄県離島振興協議会 会長 外間 守吉



離島への送電海底ケーブル取替・新設工事に係る支援について

平素は、離島振興について格別のご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。
現在、沖縄県の離島地域においては、島内の発電所および海底ケーブルにより電力が供給されており、沖縄本島の周辺離島 12 区間、宮古島周辺 3 区間、八重山諸島周辺 10 区間に海底ケーブルが敷設されています。

これらの海底ケーブルには、昭和 54 年から昭和 62 年にかけて、沖縄開発庁（当時）の「離島電気供給施設建設事業」により、沖縄本島の周辺離島 1 区間、宮古島周辺離島 2 区間、八重山周辺離島 5 区間が敷設されているほか、平成 27 年度には沖縄県の一括交付金を活用した「小規模離島電力安定供給支援事業補助金」により沖縄本島～渡嘉敷島間の海底ケーブルが敷設されており、離島の電力エネルギーの安定供給に寄与してきました。

このような中、既存の海底ケーブルの多くが法定耐用年数を超過し、特に西表島～鳩間島間の海底ケーブルについては、敷設から 33 年が経過していることから早急な対応が必要な状況となっております。

しかしながら、これら海底ケーブルの取替には多額の費用を要するうえ、島嶼県、沖縄における電気事業に関しては、本土の電力系統と連系していないことなどの構造的不利性を抱えていることから、供給コストが高くならざるを得ない状況にあります。

一方、平成 24 年 5 月に策定された沖縄 21 世紀ビジョン基本計画および平成 25 年 3 月に策定された沖縄 21 世紀ビジョン離島振興計画においては、離島における定住条件の整備の一環として電力エネルギーの安定供給の必要性が示されています。また、経年劣化等による海底ケーブルの更新への早急な対応は離島固有の課題として整理されており、これら事業の着実な推進は当協議会といたしましても、離島振興には欠かせない最重要課題の一つであると認識しております。

つきましては、離島における定住条件の整備はもとより、電気料金の低廉化による県民生活の向上や産業振興等、沖縄振興に資するため海底ケーブルの取替・新設への支援について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

- 要請先 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）宮腰 光寛
- 要請年月日 平成 31 年 1 月 24 日
- 要請者 沖縄県離島振興協議会 会長 外間 守吉

会務の動き

平成 30 年 12 月～平成 31 年 2 月

■沖縄県町村会

- 12月 4日 政調幹事会・都道府県町村会事務局長会議・災害共済事務連絡会議 (東京都)
- 7日 平成 30 年度第 3 回環境・景観ワーキング委員会 (産業支援センター)
- 10日 平成 30 年度第 3 回沖縄県国際交流・人材育成財団理事会 (沖縄県国際交流・人材育成財団)
- 11日 沖縄県市町村長退職者の会 (市町村自治会館)
- 17日 沖縄振興市町村協議会作業部会(第 4 回) (沖縄県庁)
- 18日 要請(沖縄県の国民健康保険事業に対する財政支援) (東京都)
- 20日 「年末年始の交通安全県民運動」開始式 (沖縄県警本部)
- 20日 平成 30 年度第 2 回沖縄県消防協会理事会 (沖縄県消防学校本館)
- 21日 平成 30 年度第 3 回沖縄県国際交流・人材育成財団評議員会 (沖縄県国際交流・人材育成財団)
- 1 月 9 日 平成 29・30 年度南部振興会表彰式 祝賀会平成 31 年南部地区関係団体新年懇親会 (市町村自治会館)
- 10日 「地域医療従事者」・「地域おこし功労」表彰選考委員会 (市町村自治会館)
- 10日 市町村長研修会 (市町村自治会館)
- 10日 年始会 (市町村自治会館)
- 15日 九州各県町村会長・事務局長会議(～ 16 日) (福岡県)
- 15日 沖縄振興市町村協議会作業部会(第 5 回) (沖縄県庁)
- 20日 平成 30 年度竹富町海洋シンポジウム (竹富町役場)
- 22日 (一財)沖縄県建設技術センター第 17 回臨時理事会 (市町村自治会館)
- 23日 「国と町村の道路政策に関する意見交換会」 (東京都)
- 23日 沖縄県町村会正・副会長会議 (東京都)
- 23日 内外情勢調査会懇談会 (沖縄かりゆしアーバンリゾート・ナハ)
- 24日 (一財)全国自治協会評議員会 (東京都)
- 24日 全国町村会理事会(都道府県町村会長会)・全国町村職員生活協同組合総代会(東京都)
- 24日 都道府県町村会正副会長交流会 (東京都)
- 25日 平成 30 年度「沖縄県市町村職員研修企画委員会」 (市町村職員研修センター)
- 28日 沖縄県全島緑化県民運動推進会議幹事会 (南部合同庁舎)
- 29日 沖縄振興会議・沖縄振興市町村協議会 (市町村自治会館)
- 30日 (一財)沖縄県建設技術センター第 11 回臨時評議員会 (沖縄県教職員共済会館)
- 31日 第 1 回沖縄空手国際大会実行委員会・第 4 回総会 (ANA クラウンプラザホテル)
- 31日 平成 30 年度沖縄県交通安全功労者等表彰式 (沖縄県庁)
- 2 月 5 日 平成 30 年度(第 3 回)沖縄県さとうきび対策本部委員会 (JA 会館)
- 6日 沖縄県全島緑化県民運動推進会議 (市町村自治会館)
- 7日 沖縄振興特別推進交付金特別枠事業評議会 (沖縄県庁)
- 8日 「地域医療従事者」・「地域おこし功労」表彰式 (市町村自治会館)
- 8日 沖縄県町村会理事会 (市町村自治会館)
- 13日 第 2 回沖縄県交通安全推進協議会幹事会 (沖縄県庁)

- 13日 沖縄県農業信用基金協会役員推薦会議 (JA 会館)
- 13日 ちゅうちな-安全なまちづくり推進会議幹事会・表彰選考委員会 (沖縄県庁)
- 13日 第48回沖縄県町村議会議長会定期総会(市町村自治会館)
- 15日 沖縄県市町村自治会館管理組合管理者選任協議 (市町村自治会館)
- 21日 第187回沖縄県町村会定期総会 (市町村自治会館)
- 21日 沖縄県町村会創立70周年記念式典・祝賀会 (市町村自治会館)
- 26日 会計年度任用職員制度施行に伴う研修会(市町村自治会館)
- 25日 離島フェア開催実行委員会第4回幹事会(市町村自治会館)
- 1月24日 離島への送電海底ケーブル取替・新設工事に係る支援について宮腰内閣府特命担当大臣へ要請 (内閣府)
- 2月7日 平成30年度沖縄県保健師等人材確保推進委員会 (沖縄県庁)
- 8日 第148回沖縄県離島振興協議会理事会(市町村自治会館)
- 12日 公明党離島振興対策本部 (東京都)
- 12日 全国離島振興協議会理事会 (東京都)
- 13日 自由民主党離島振興特別委員会 (東京都)
- 13日 日本離島センター評議委員会 (東京都)
- 13日 沖縄地域離島の出張検査実施に関する連絡会(陸運事務所)
- 13日 沖縄県ヘリコプター等添乗医師等確保事業運営協議会定例会 (沖縄県庁)
- 20日 第134回沖縄県離島振興協議会定期総会 (市町村自治会館)
- 20日 沖縄黒糖に対する新たな支援策に係る国等への要請について【JA おきなわ説明】 (市町村自治会館)
- 20日 離島 ICT に関する意見交換会【内閣府沖縄振興局説明】 (市町村自治会館)
- 沖縄県町村交通災害共済組合**
- 12月6日 平成30年第3回沖縄県町村交通災害共済組合議会臨時会 (市町村自治会館)
- 1月21日 平成30年度沖縄県町村交通災害共済組合事務担当者説明会 (市町村自治会館)
- 2月28日 平成31年第1回沖縄県町村交通災害共済組合議会定例会 (市町村自治会館)
- 沖縄県市町村職員互助会**
- 1月17日 第52回研修旅行(～20日) (香港・マカオ)
- 24日 第35回銀婚記念旅行(～27日) (奈良県・京都府)
- 2月8日 平成30年度第3回理事会 (市町村自治会館)
- 22日 第12回定時総会 (市町村自治会館)
- 22日 第19回講演会 (市町村自治会館)
- 沖縄県離島振興協議会**
- 12月5日 平成30年度急患搬送担当者会議 (八重山合同庁舎)
- 20日 離島振興懇談会 (東京都)
- 21日 平成31年度離島振興対策本部要望運動 (東京都)
- 沖縄県過疎地域振興協議会**
- 1月11日 過疎対策等研修会(沖縄県庁)
- 2月4日 全国過疎地域自立促進連盟第143回幹事会 (東京都)
- 8日 第89回沖縄県過疎地域振興協議会理事会 (市町村自治会館)
- 14日 全国過疎地域自立促進連盟第137回理事会 (東京都)
- 20日 第89回沖縄県過疎地域振興協議会定期総会 (市町村自治会館)

20日 現行過疎法の失効に伴う新たな制度の創設に関する意見交換【県・地域離島課】
(市町村自治会館)

■沖縄県市町村総合事務組合

12月13日 平成30年度九州地区退職手当事務研修会 (佐賀県)
1月25日 全国退職手当組合協議会代表者会議 (東京都)
2月15日 定年・勧奨退職予定者説明会(石垣市主催) (石垣市)
27日 沖縄県市町村総合事務組合出納検査 (市町村自治会館)
28日 平成31年第1回沖縄県市町村総合事務組合議会定例会 (市町村自治会館)

■沖縄県地域振興対策協議会

2月6日 全国簡易水道協議会「平成30年度第2回理事会」(東京都)
8日 第71回沖縄県地域振興対策協議会理事会 (市町村自治会館)
12日 全国簡易水道協議会第2回事務局長会議 (東京都)
14日 全国水産業振興対策協議会理事会 (東京都)
21日 第71回沖縄県地域振興対策協議会定期総会 (市町村自治会館)

■沖縄県町村土地開発公社

2月8日 第140回沖縄県町村土地開発公社幹事会 (市町村自治会館)
21日 第139回沖縄県町村土地開発公社理事会 (市町村自治会館)

町村長選挙の結果

—ご当選おめでとうございます—



△任期 平成31年2月18日～平成35年2月17日▽

当 山 宏
とう やま ひろし

(三期目)

嘉手納町長
(かてなちようちよう)



△任期 平成31年1月24日～平成35年1月23日▽

長 浜 善 巳
なが はま よし みのり

(二期目)

恩納村長
(おんなそんちよう)

❁ 市 町 村 一 覧

市町村名	市町村長	年齢	任 期 (平成)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX番号	郵便番号	所 在 地
市 部								
那 覇 市	シロ マン ミキ ヌ子 城 間 幹 子	68	34. 11. 15	2	(098)867-0111	(098)862-0602	900-8585	那覇市泉崎1丁目1番1号
宜野湾市	マツ ガワ マサ ノリ 松 川 正 則	65	34. 9. 30	1	(098)893-4411	(098)892-7022	901-2710	宜野湾市野嵩1丁目1番1号
石 垣 市	ナカ ヤマ ヨシ タカ 中 山 義 隆	51	34. 3. 19	3	(0980)82-9911	(0980)83-1427	907-8501	石垣市美崎町14番地
浦 添 市	マツ モト テツ シ 松 本 哲 治	51	33. 2. 11	2	(098)876-1234	(098)876-8585	901-2501	浦添市字安波茶1丁目1番1号
名 護 市	トク チ タケ トヨ 渡 具 知 武 豊	57	34. 2. 7	1	(0980)53-1212	(0980)53-6210	905-8540	名護市港1丁目1番1号
糸 満 市	ウエ ハラ アキラ 上 原 昭	69	32. 7. 5	1	(098)840-8111	(098)840-8112	901-0392	糸満市潮崎町1丁目1番地
沖 縄 市	クワ サ チ オ 桑 江 朝 千 夫	64	34. 5. 11	2	(098)939-1212	(098)934-3830	904-8501	沖縄市仲宗根26番1号
豊見城市	ヤマ カワ ヒトシ 山 川 仁	44	34. 11. 7	1	(098)850-0024	(098)850-5343	901-0292	豊見城市宜保一丁目1番地1
うるま市	シマ ブク トシ 島 袋 俊 夫	66	33. 5. 14	3	(098)974-3111	(098)973-9819	904-2292	うるま市みどり町一丁目1番1号
宮古島市	シモ ジ ヒコ 下 地 敏 彦	73	33. 1. 24	3	(0980)72-3751	(0980)73-1645	906-8501	宮古島市平良西里186番地
南 城 市	ズ ケ ラン チョウ 瑞 慶 覧 長	60	34. 2. 11	1	(098)948-7111	(098)948-7149	901-0695	南城市佐敷字新里1870番地
国 頭 郡								
国 頭 村	ミヤ ギ ヒサ カズ 宮 城 久 和	75	32. 4. 6	2	(0980)41-2101	(0980)41-5910	905-1495	国頭村字辺土名121番地
大宜味村	ミヤ ギ ノリ ミツ 宮 城 功 光	68	34. 10. 6	2	(0980)44-3001	(0980)44-3139	905-1392	大宜味村字大兼久157番地
東 村	イ ジュ セイ キョウ 伊 集 盛 久	78	31. 4. 26	3	(0980)43-2201	(0980)43-2457	905-1292	東村字平良804番地
今帰仁村	キ キョウ ヘル キ 喜 屋 武 治 樹	68	32. 8. 22	1	(0980)56-2101	(0980)56-4270	905-0492	今帰仁村字仲宗根219番地
本 部 町	タイ ラ タケ ヤス 平 良 武 康	69	34. 9. 20	1	(0980)47-2101	(0980)47-4576	905-0292	本部町字東 5 番地
恩 納 村	ナガ ハマ ヨシ ミ 長 浜 善 巳	53	35. 1. 23	2	(098)966-1200	(098)966-2779	904-0492	恩納村字恩納2451番地
宜野座村	トウ マ アツシ 當 眞 淳	47	32. 12. 29	2	(098)968-5111	(098)968-5037	904-1392	宜野座村字宜野座296番地
金 武 町	ナカ マ ハジメ 仲 間 一	64	34. 4. 16	2	(098)968-2111	(098)968-2475	904-1292	金武町字金武 1 番地
伊 江 村	シマ ブク ヒデ ユキ 島 袋 秀 幸	66	33. 4. 27	2	(0980)49-2001	(0980)49-2003	905-0592	伊江村東江前38番地

- ※ H14. 4. 1 豊見城村から豊見城市へ（市制施行）
- ※ H14. 4. 1 仲里村・具志川村が合併して久米島町が誕生
- ※ H17. 4. 1 具志川市・石川市・与那城町・勝連町が合併してうるま市誕生
- ※ H17. 10. 1 平良市・城辺町・下地町・上野村・伊良部町が合併して宮古島市誕生
- ※ H18. 1. 1 玉城村・知念村・佐敷町・大里村が合併して南城市誕生
- ※ H18. 1. 1 東風平町・具志頭村が合併して八重瀬町が誕生

[2019 (平成31)年2月18日現在]

市町村名	市町村長	年齢	任期 (平成)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX番号	郵便番号	所 在 地
中 頭 郡								
読 谷 村	イシ ミネ デン ジツ 石 嶺 傳 實	63	34. 2. 28	3	(098)982-9200	(098)982-9202	904-0392	読谷村字座喜味2901番地
嘉手納町	トウ ヤマ ヒロシ 當 山 宏	66	35. 2. 17	3	(098)956-1111	(098)956-9508	904-0293	嘉手納町字嘉手納588番地
北 谷 町	ノ 野 マサ ハル 野 国 昌 春	73	33. 12. 11	4	(098)936-1234	(098)936-7474	904-0192	北谷町字桑江226番地
北中城村	アラ カギ オ 新 垣 邦 男	62	32. 12. 21	4	(098)935-2233	(098)935-3488	901-2392	北中城村字喜舎場426番地の2
中 城 村	ハマ ケイ スケ 浜 田 京 介	56	32. 7. 3	3	(098)895-2131	(098)895-3048	901-2493	中城村字当間176番地
西 原 町	ウエ マ アキヲ 上 間 明	72	32. 10. 5	3	(098)945-5011	(098)946-6086	903-0220	西原町字与那城140番地の1
島 尻 郡								
与那原町	テル ヤ ツトム 照 屋 勉	56	34. 5. 1	1	(098)945-2201	(098)946-6074	901-1392	与那原町字上与那原16番地
南風原町	アカ ミネ マサ ユキ 赤 嶺 正 之	67	34. 5. 8	1	(098)889-4415	(098)889-7657	901-1195	南風原町字兼城686番地
渡嘉敷村	マ マ ヒデ カツ 座 間 味 秀 勝	54	34. 11. 19	1	(098)987-2321	(098)987-2560	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地
座間味村	ミヤ ザト サトル 宮 里 哲	51	33. 5. 31	3	(098)987-2311	(098)987-2004	901-3496	座間味村字座間味109番地
栗 国 村	シン ジョウ シズ 新 城 静 喜	65	32. 7. 31	3	(098)988-2016	(098)988-2206	901-3792	栗国村字東367番地
渡名喜村	トウ バル スグル 桃 原 優	59	33. 10. 14	1	(098)989-2002	(098)989-2197	901-3692	渡名喜村1917番地の3
南大東村	ナカ タ ケン 仲 田 建 匠	60	34. 6. 30	4	(09802)2-2001	(09802)2-2669	901-3895	南大東村字南144番地1
北大東村	ミヤ キ ミツ マサ 宮 城 光 正	64	31. 12. 3	5	(09802)3-4001	(09802)3-4406	901-3992	北大東村字中野218番地
伊平屋村	イ レイ ユキ オ 伊 礼 幸 雄	71	33. 9. 12	3	(0980)46-2001	(0980)46-2956	905-0793	伊平屋村字我喜屋251番地
伊是名村	マエ タ セイ キ 前 田 政 義	74	34. 9. 20	5	(0980)45-2001	(0980)45-2467	905-0695	伊是名村字仲田1203番地
久米島町	オオ タ ハル オ 大 田 治 雄	63	34. 5. 11	2	(098)985-7121	(098)985-7080	901-3193	久米島町字比嘉2870番地
八重瀬町	アラ カギ ヒロ 新 垣 安 弘	63	34. 2. 11	1	(098)998-2200	(098)998-4745	901-0492	八重瀬町字東風平1188番地
宮 古 郡								
多良間村	イラ ミナ ミツ オ 伊 良 皆 光 夫	63	33. 7. 7	2	(0980)79-2011	(0980)79-2120	906-0692	多良間村字仲筋99番地の2
八重山郡								
竹 富 町	ニシ オオマス ユウ ジュン 西 大 舩 高 旬	71	32. 9. 13	1	(0980)82-6191	(0980)82-6199	907-8503	石垣市美崎町11番地1
与那国町	ホカ マ シュ キチ 外 間 守 吉	69	33. 8. 27	4	(0980)87-2241	(0980)87-2079	907-1801	与那国町字与那国129番地

※ 41市町村 (11市11町19村)

【資料：沖縄県町村会 TEL(098)963-8651 FAX(098)963-8654】

【資料：沖縄県市長会 TEL(098)963-8616 FAX(098)963-8621】

大切なマイカーには…

全国町村等職員の**自動車共済** + 上乗せ **車両共済(保険)**

のご加入がオススメです!

自動車共済

相手方への対人・対物賠償、
ご自身のケガに対する補償

対人賠償



対物賠償



限定搭乗者



セット
で
加入

車両共済(保険)

ご自身のお車の損害を補償



【ご注意】
「車両共済(保険)」は、「自動車共済」に上乗せして、別にご加入する制度です。
「車両共済(保険)」だけにご加入することはできません。

オプション1

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約(有償)

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

特約保険料

〈年間(集団級年一括払の場合)〉一律**4,750円**となります。
車両共済(保険)金額が50万円を下回る場合は、それに応じて保険料が安くなります。

オプション2

弁護士費用特約(有償)

自動車事故などにより被保険者がケガなどをされたり、自らの財物(自動車、家屋など)を壊されたりすることによって、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払する特約です。

弁護士費用
保険金

1事故
1被保険者につき

300万円程度

法律相談・書類作成
費用保険金

1事故
1被保険者につき

10万円程度

【ご注意】お支払の対象となる費用は、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用にかぎります。

オプション3

事故・故障時代車費用特約(有償)

ご契約の自動車がロードアシスタンス特約の支払対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された場合、または車両保険の支払対象となる事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合に、修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。ただし、そのレンタカー費用について、付帯された他の特約の保険金が支払われる場合を除きます。

【ご注意】お支払の対象となる期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

全国町村職員生活協同組合

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会館内
TEL 03-3581-0479 URL: <http://www.zcss.jp/>

【車両共済(保険)の取扱代理店】

株式会社 千里

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

0120-731-087 FAX 03-3519-7325 <http://www.chisato-ag.co.jp>

(ちさと)

お手元に車検証がある場合には、見積依頼書と併せてFAXください。また、送信の際はFAX番号をよくご確認ください。



グッジョブ運動とは？

- ① みんなでグッジョブ運動(沖縄県産業・雇用拡大県民運動)ってどういうもの？
県民が一丸となって就業意識の向上を目指し取り組む県民運動です。
- ② 目標
沖縄県の雇用情勢を全国並みに改善する。
- ③ 計画期間
平成19年度～
- ④ 基本コンセプト
みんなが生きがいを持って働く自立した豊かな社会の実現

自治おきなわ 2019年 4月号 (No.452)

2019年 4月 1日 発行

発行 沖縄県町村会

〒900-8531 那覇市旭町116番地37 TEL(098)963-8651
(自治会館5階) FAX(098)963-8654

編集 知念政博
責任者

印刷所 丸正印刷株式会社
電話(098)835-8181
